

子どもの性の商品化と搾取 に対抗する行動

英國政府報告書

(英国内務省)

(本論は「子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議」[1996年8月27~31日於ストックホルム]
に提出された報告書の仮訳である)

(財)女性のためのアジア平和国民基金

第一 部

はじめに

英国政府は、商業行為としての子供の性的搾取について、すべての常識ある人々と同じ憎悪を感じています。そして、この問題に関して初の世界会議が発足することを歓迎します。

他の多くの国々とともに、英國政府がこの世界会議で署名した宣言と行動計画は、状況が大きく異なる各国の状況に対処するように考えられています。しかし、条項の中には一部の国が他の国よりも密接な関係を持つ場合もあります。本世界会議の宣言の精神を活かしながら行動計画に具体的にどう対応するかは、それぞれの国の政府の仕事です。この報告書の第二部は、英國政府が自国の現状にのっとって行動計画を咀嚼したもので、英國がどのようにしてこれを実行に移そうとしているかが表れています。英國政府は、この報告が英國に拠点をおく非政府組織（N G O）との議論の焦点ともなることを望んでいます。この報告書は行動計画の項目の一つひとつに呼応してとられた行動に関わるものであるため、何カ所かの繰り返しは避けられません。しかし、重要なことは、行動を直接、計画で打ち出された基準つなげることです。

第三部では、子どもと青少年に対する性的搾取、ポルノグラフィ、売買春および人身売買についての欧州理事会勧告を実行に移すことが、英国内でどう展開されているかを報告します。これは、1996年4月にストラスブルグで開かれた世界会議のための欧州準備会議で報告された内容を更新したものです。第三部の大部分は、行動計画への対応と同様、第二部と重なった分野を押さえていますが、ここでも、提案が示した基準に実際の行動を結びつけることが助けとなります。

第四部は、英國からの本国送還の手続きを述べます。他国の政府が、子どもに対する性犯罪に関連して、英國国籍（または他国籍）保持者の英國から当事国への送還を求めるべきかどうか考慮するとき、参考になるでしょう。

英國はまた、子どもに対する性犯罪を調査する場合、内務省中央局を通して相互の法的援助を提供することができます。中央局はこのような援助を受けるための案内を英、仏、独、西語で出版しており、UK Central Authority, Home Office, 50 Queen Anne's Gate, London SW1H 9AT (Tel:+171 273 2437)で注文販売を受け付けています。

内務省次官

ティモシー・カーカホープ下院議員

第二部

子どもの性の商品化と搾取（CSEC）に反対する行動計画

英国政府の対応

調整と協力

i) 地域レベル・国レベル

a) 西暦2000年までに、子どもの性の商品化と搾取（CSEC、以下子ども売春）の犠牲になりやすい子供の数を減らし、子供の権利に即した環境、処遇および実践を促進する、時間的、質的な目標をもった全国的な行動計画と進展の指標ができるよう、包括的、分野横断的、かつさまざまなもののが融合された戦略と基準を早急に強化する。

この対応は、英国政府が、国内の子ども売春と闘い、わが国の子どもの権利に見合った環境をつくりあげるために適切と判断した、包括的な基準を網羅している。また英国が、国外での子供の性的搾取を減少させることに助力するための基準も示している。

b) 西暦2000年までに、関係分野の調査と、年齢、ジェンダー、民族、出身地、子ども売春に影響する状況、といった個別の要素にとくにな留意し、また情報公開の際は犠牲者である子供のプライバシーを尊重することを念頭において、子ども売春の犠牲になりやすい子ども達および搾取する側のデータ・ベースが整うよう、早急に行動を起こし、全国および地域的な監視体制または中心部を、市民との協力の上で発展させる。

地方自治体の社会福祉課は、子どもを保護するための登録簿を作成しており、帳簿に記載された子どもが他の地方自治体の管轄に移動した場合、当該の自治体に連絡する責任をもつ。

英国では、釈放された後の性犯罪者の動向を警察が正確に把握していることが不可欠とされている。小児性愛者に関しては、すでに国家警察の情報網が存在し、国家犯罪情報部（NCIS）では小児性愛対策専門班が、積極的に関わっている小児性愛者のデータ・ベースを保持している。警察の国内情報を集積するコンピューターの犯罪記録データ・ベース「フェニックス」により、警察は、小児性愛その他の性犯罪を含むあらゆる重犯の判決を受けた人物の詳細な情報すべてを、即座に手にすることができる。

しかしながら現時点では、警察の記録には最後に分かっている住所しか記載されていない。通常、この住所は加害者が有罪判決を受けた時点で居住していた場所である。英

国政府は、この情報を更新するための何らかの方法があると確信している。

英国政府は先頃、「性犯罪者に対する判決と監督」という審議会報告書を発表した。この報告書は、性犯罪で有罪とされた者に住所を警察に知らせることを義務づけるべきであるとし、それによって性犯罪者が現在どこにいるかが警察に登録されることを提案している。登録を怠ることは犯罪となる。正確な情報がわかれれば、管轄内に性犯罪で有罪とされた人間が転入してきたことが、地方警察に分かるようになるだろう。このような情報はまた、犯罪が起こった場合に、警察が被疑者である可能性のある人物を特定することを助け、犯罪自体を防ぐ可能性もある。性犯罪者の登録は、再犯可能性の高い人間にに対する抑止力ともなり得る。1996年8月には審議会報告への反応が集められたが、必要な立法措置ができるだけ早い機会に導入されるだろう。

内務省調査統計管理局は、子どもに関する犯罪で警告または起訴された人物、あるいは有罪判決を受けた人物に関する統計上の情報を保持している。中央集中管理されたこの情報からは、16歳以下の被害者に対する犯罪としてとくに区別された犯罪しか特定することができない。（イングランドとウェールズに関する1984年から1994年分の統計は第三部に掲載されている。）

英国政府は、記録の守秘と性的搾取の被害経験のある子どものプライバシーの権利に憂慮を表明している。性犯罪法（1976年改正）の下では、強姦の被害者とみなされた人物の住所・氏名、写真は、この人物がそのような犯罪の被害者とみなされたことが一般の人々に分かるきっかけになりそうな場合、当人の存命中は出版も放映もできない。性犯罪法（1992年改正）は、被害者とみなされた人物の匿名性を更に広い範囲の犯罪に適用している。近親姦や16歳以下の少女との性交がその例である。

c) 子どもを売春行為から保護するため、家族や地域を動員するキャンペーンや適切な資金の割当などと相まって、子ども売春に対抗する計画を立て、実行し、評価するために、政府と非政府団体の間の緊密な相互関係と協力を促進する。

関係省庁間の協力は、児童法（1989年）で確立した枠組みの中で強固な位置を占めている。「ともに働く（Working Together）」という、子どもを虐待から守るために関係省庁間の協力の手引き書は、保健省、内務省、教育科学省（現在の教育雇用省の一部）、ウェールズ省が共同で準備した。この手引き書は、以前にあった子どもの保護手続きに関するガイドラインをまとめたもので、指導内容をより効果の高いものに発展させるように促している。1991年に出版され、全国の警察署に配布された。

地域児童保護委員会は、すべての地方自治体を対象に子どもの保護に関する政策の開発、監視、見直しをするための合同会議を主宰する。会議の参加者は、各地域にある主要公共機関とその出先機関のすべてに所属する上級事務職員と専門職員を含む。

加えて、ソーシャル・ワーカー、警察、法曹関係者、その他の地方公共機関の職員のためのガイドラインが地域ごとに作成されつつある。主要目的のひとつは、公職にある人々が協力してあらゆる情報、とくに、伝統的には異なった利益に向かって運営されるものと考えられてきた組織間の情報を、迅速かつ適切に取り扱えるよう促すことである。内務省には、関係省庁間でつくる「子どもの証拠に関する運営委員会」が設置されている。その役割は、刑事訴訟のあらゆる段階で被害者あるいは目撃者として子どもが関係する場合の法整備など、政府の行動を監視すると共に情報を収集し、「正しい行い」を普及しつつ促すことにある。

ii) 世界の地域レベル・国際レベル

d) 国家間や地域的な組織を含む国際組織間、その他子ども売春を根絶するための鍵を握るさまざまな媒体の間の協力関係を促進する。このような組織には、国連子供の権利委員会、ユニセフ、ILO、ユネスコ、国連開発計画、世界保健機関、UNAIDS、国連難民高等弁務官事務所、世界銀行／IMF、国際刑事警察機構、国連犯罪防止および刑事裁判部会、国連人口基金、世界観光機関、国連人権高等弁務官事務所、国連人権センター、国連人権委員会および児童売買に関する特別報告委員会、現代の奴隸制に取り組む作業部会が含まれ、行動計画の方針を取り入れながら、それぞれの主眼に則した活動を進めている。

英国は、国際刑事警察機構（インターポール）の未成年に対する犯罪に関する常設作業部会の活動を支援する。この部会は、すべてのインターポール加盟国からくる警察の機動部隊が、世界中の同僚とネットワークを結ぶために有効な会である。この作業部会が提供した枠組みは、世界をまたにかける小児性愛者を摘発に効果のある国際的な協調体制を実現するのに役立っている。毎回の会議は、総合的な意見交換の場であり、複合的な組織のあり方と、法の執行と政府および非政府組織との協力のあり方をめぐる試行錯誤の場ともなっている。

英国政府は、英國大使館を通じて東南アジア関係各国政府に書簡を送り、子ども売春に対処する厳然たる行動を奨励するとともに、英國国籍の人間が関与する、子どもに

する犯罪の調査および告発のためになし得る支援を強調してきた。

英国政府は、子どもを守る国際的な活動に関与している非政府組織（N G O）と連絡をとりあってきた。とくに「児童売春と観光に反対する連合」からは、国外で起きた児童虐待に関して、証拠や承認を含む情報提供の点で、N G Oがどのように司法当局を助けることができるかの詳細が寄せられている。この情報は、海外でこの種の犯罪を犯したと思われる英國国籍の人間に対して、本国送還手続きに関しても域外告発が考えられる場合に関しても、法的措置をとる際には有効であろう。

英国は、子供の権利を守るために有効な国連の組織的な取り組みを支持する。国連総会と国連人権委員会における子どもに関する議論に積極的に貢献し、国連および世界各地の諸組織と緊密な協働関係にある、児童売買、児童売春および児童ポルノに関する国連特別報告官の権限を支持する。

英国の政府開発援助（O D A）は、持続可能な開発に貢献し貧困や困難を減少させることによって、貧しい国々における人々の生活の質を向上させることを目指している。貧困は、発展途上国における子どもの性の商品化と搾取の重要な要素である。子どもの性労働による収入が、家族にとって貧困から抜け出す道だと考えられることがよくある。このような状況では、子ども達は無力なことが多い。O D Aは、収入を得るための別の手立てを得る手助けをするような、N G Oを通じた支援、教育および性労働にたずさわる子どもの健康管理など、いくつもの計画に資金援助を行っている。この重要な分野で U N A I D S とユニセフの職務を進めるための資金援助とともに、インドとニカラグアの性労働者の健康面のニーズに応える計画を支持している。

- e) 子どもの人権を擁護し、人権を守るために動員を行い、商行為としての性的搾取から子供を守るため適切な手段を確保する。

児童法（1989）は、地方自治体に子どもと青少年を保護する義務と権限をあたえた。この法律に基づく指針は、この分野での関係省庁間の協力が重要であることを認識している。義務的子どもサービス計画は、あらゆるボランティア団体からの情報提供を必要とする。英國政府は、子どもの福祉に関するすべての団体に対し、子ども達が売春による搾取から守られることを確認するよう促す。運営や手段の問題については、警察署長の責任とする。警察当局は、児童法に基づく責務のすべてを真剣に遂行するが、児童および少年少女に関わる場面では、とくにその責務を重要に受けとめる。

- f) 決められた期日までに政府報告を子どもの権利委員会に提出する義務を含めて、締約

国が子どもの権利条約を全面的に実施するよう強く求め、国連人権委員会と児童売買についての国連人権委員会特別報告官を含む、国際連合の関係諸機関および諸機構が定める文脈での子どもの権利の実現に向け、各国の進捗報告のフォローアップを促す。

子どもの権利とニーズについての英国の認識は、子どもの権利条約の原理に足並みをそろえるものである。英国は、子どもが傷つきやすい存在であり、特別な配慮と保護を必要とすることを認める。そして立法、政策と実施を通じて、権利条約に則して子どもにとっての最善を尽くす。全世界が子供の権利条約を批准することが、1993年にウィーンで開かれた世界人権会議の目標であった。英国は世界各国の政府がこの条約に加盟し、締約国がこの条約の14条に基づく要請のすべてに応えることを、切に訴え続ける。

予防措置

- a) 子どもの地位を向上させる手段として教育の機会を提供し、初等教育を義務教育化してすべての子どもが無料で受けられるものとする。

イングランドおよびウェールズの地方自治体の教育委員会は、管轄地域内に住む義務教育年齢（5歳から16歳）のすべての児童生徒に無償教育の場を提供するよう、法律によってすでに義務づけられている。

- b) 移住を強いられた人々やホームレス、難民、亡命者、不法滞在者、国の施設に収容されている人々など、商行為としての性的搾取の犠牲になりやすい家族および子どもが、医療、教育、研修、レクリエーションを享受できるよう改善をはかるとともに、支援を受けられる環境をつくる。

1996年3月に保健省が出した「受動者憲章：子供と青少年の福祉」は、子どもの権利、すなわち子どもが国民健康保険制度からどのようなサービスが受けられるかについて、またこの制度が目指している福祉の水準にかける期待について詳細に述べている。例えば、すべての子どもは、9ヶ月、2歳才、そして4歳の入学前に、発育検診（児童健康診断）を受けられることになっている。地方自治体の社会福祉課は、担当しているすべての子供の「良い親」として行動することを期待され、これには子どもの健康に心を配ることも含まれる。

イングランドおよびウェールズでは、子どもの親は、自分たちの子どもに学校その他で必ず教育を受けさせる法的な義務を負っている。親は自分の子どもをどんな学校に通わせたいかを表明し、入学希望が拒否されたときは反対意見をもって訴える権利がある。

地方自治体の教育委員会と補助金で運営されている学校を統括する団体には、義務教育年齢ではない子どもに教育を提供する法的な義務はない。

15歳未満で犯罪を犯した者は、地方当局の収容施設に入れられる。実刑判決を受けた少年（15歳から17歳）は、10カ所ある少年刑務所（Y.O.I.）の別棟に収容される。ほとんどのY.O.I.では、監視下ながら18歳から21歳の若者と一緒に過ごすことを許される者もあるが、これは少年たちに隔離されていては経験できない幅広い活動を許すためである。

刑務所管轄の施設には、実刑判決を受けた少女はほとんどいない。少女たちは、18歳から21歳の女性犯罪者だけでなく21歳以上の女性も収容する施設に入れられている。少女および若い女性は、年長の女性たちから励まされる環境に置かれると、比較的態度が良く自殺や自傷の試みが少なくなることが知られている。また、年齢を混合させることによって、少女たちを家庭に近い環境で収容できるし、施設が定める幅の広い活動に参加することもできる。

商行為としての性的搾取の犠牲になりやすい若年犯罪者、またはすでにその犠牲となってきた者（おもに売春婦／夫）は、以下のような典型的な共通点をひとつ以上もっている。

- 薬物中毒
- ホームレス
- 貧しい生活
- 失業
- 性的虐待
- 精神的問題
- 無断欠席／学業不振

15歳から17歳の青少年を売春に勧誘した場合の最高刑罰は、少女に関しては1,000ポンドの罰金、少年に関しては2年間のY.O.I.収容である。裁判所には、年少者が刑務所に送られるのは重犯を犯したときか公衆に危険を及ぼすと見なされるときに限るべきとする指導原則がある。若年の売春婦や売春夫が収監されるのは、通常、性行動のゆえ（または性行動に課せられた罰金の不払いによって）ではなく、それ以上に重い犯罪（薬物に関することが多い）で有罪になるからである。加えて、若年の売春婦／夫は自分を恥じるあまり自分の行動について話ができないことが多く、収監者のうち売春関

係者は何人いるか、また、青少年人口全体で売春に関わっている者は少数と考えられているが、実際にはどのくらいの割合なのかも分かっていない。

若年犯罪者のうち、売春に関わってはいないが過去に性的虐待を経験したことのある者（したがって釈放後、売春の犠牲になりやすい者）も、同様にその経験を語ることに消極的である。しかし、女性の犯罪者の場合は、大人も青少年もふくめて、それまでの人生で性的虐待に苦しめられた経験のある者の割合が高いと、信じるに足る理由がある。

国立の刑務所は、収監者の面倒を見る義務がある。若年犯罪者が釈放後の生活に備えることができるよう、安全な環境を整えることを目指している。最近では強制的な義務テストやいじめ対策を率先して行っているが、これは収容生活を向上させるための重要なステップである。若年売春婦や売春夫のニーズに応た特別も教育課程はないが、割り当てられた手段の範囲内で各施設は、収容者が薬物中毒や攻撃的な態度などの問題行動と闘う手助けをすることを目指し、犯罪を犯した者に欠けている知識と技術を何らかの方法で埋め合わせるように考えられた教育と訓練を提供しようとしている。義務教育年齢の若年者は、少なくとも一週間に15時間の教育を受けなければならない。

各若年犯罪者には専門の訓練を受けた担当監督官がつき、ほとんどの施設では、刑期の長さに関わらず、有罪判決を受けた者全員が刑期中の計画から利益を得る。加えて、すべての施設には警察関係監督官がひとりおり、性的虐待の可能性があれば即座に調べることができる。第二保護監察官もあり、社会福祉課などの専門的な部門との実効性のある連携をもっている。女性用施設には、地域の強姦救援センターと密切なつながりをもち、収監者の個人の秘密を守りながら援助および助言をあたえているところもある。

刑務所はまた、各施設に収容された年少犯罪者が、適切な医療を受け、見通しが立てられるよう真剣に取り組んでいる。Y.O.Iでは、さまざまな分野の専門家集団が、性的な健康、H.I.V、淋病および安全なセックスに関連する予防医療を幅広く提供している。このような専門家集団は、必要に応じて国民健康保険（N.H.S）その他の機関に属する専門家と共に、釈放されたとき、商行為としての性的搾取に一番遭いやすい者、例えば性的虐待、強姦、その他の性犯罪に苦しめられたことのある者にカウンセリングも行っている。

- c) 子どもの権利に関する教育を最大限に活用し、適切な場面で子どもの権利条約を正規教育およびあらゆる地域、家族そして子供たちのための非正規教育に組み入れる。

全国教育指導要綱は、イングランドおよびウェールズの学校における教育に、幅の広

いバランスのとれた枠組みをあたえている。この枠組みの中で教育改革法（1988年）は、各公立学校に対して、すべての児童生徒の宗教的、道徳的、文化的および身体的な発達を促進するようなカリキュラムづくりを義務づけている。カリキュラムはまた、児童生徒が、社会人としてのチャンス、責任および経験と、人類の一員として仲間に対する義務を自覚できるように準備するものでなくてはならない。全体的な枠組みに沿って、こういった人生の側面をどのように、あるいはどこまで詳しく教えるべきかは、個々の学校と教員が決めることである。

- d) 政府関係者その他の公職者の子どもの権利に対する意識化と教育、および子どもの性の商品化と搾取がいかに不法かつ有害かということに対する意識化と教育につとめ、子どもの発達、尊厳に対する感覚と自尊心を保ちながら、性に関する責任のある態度と行動を社会に広めるため、性差に配慮した対話と、メディアおよび情報による宣伝活動を率先して行う。

英国政府にはメディアの内容を管理する権利はまったくないが、メディアは一般の法律に従う義務があり、放送局は、審美眼や品格、不適性の基準を保つことを含む一定の規律を守る。

子どもに対する性的虐待と搾取は、当然ながら一般の人々の大きな関心事である。したがって、こういった問題はメディアで頻繁に取り上げられる。しかしながら英国政府は、個人記録の秘密と安全および性的搾取の被害者である子供のプライバシー権に関して、憂慮を表明している。性犯罪法（1976年改正）の下では、ある人物が強姦の犠牲者である嫌疑が出てきた場合、一般の人々がその人をそうした犯罪の犠牲者かもしれないと特定する可能性が強いときは、その人物が存命する限り、氏名、住所、写真のいずれも出版または放送されてはならない。性犯罪法（1992年改正）はまた、被害を受けた可能性のある人物の匿名性を、例えば近親相姦や16歳未満の少女との性交など、強姦以外の一定の性犯罪にも広げている。

- e) 両親は子どもに対して等しく責任があることの理解と、子どもに対する性暴力を防止するためには特別に介入することを含む、家族の教育および家族の発達を助けることで子どもの権利を促進する。

児童法（1989年）は、子どもの福祉を至上のものとする。同法はまた、親の責任を定義し、婚姻していない父親がどうすれば責任を果たすことができるかを示している。

英国政府の家族の価値に対する真剣な姿勢は、ふたつの確信に支えられている。第一

は、家族が個人と個人の愛と尊敬の源として、個人が社会の一員に発達していくための原点として、不可欠な要素であること。第二は、家族関係と家族の価値が、本質的に個人的なものであるし、そうなくてはならないということである。助力または保護が必要なことが明白である場合を除いて、家族関係や家族の価値に国家や国家機関が介入してはならない。

- f) 子どもの性の商品化と搾取に対抗するための、相互教育課程と監視網を見極めまたは確立する。

イングランドおよびウェールズの学校は、児童生徒の宗教的、道徳的、文化的、精神的、かつ身体的発達を促し、社会人としてのチャンス、責任、そして経験に備えるため、バランスのとれた幅広い基礎をもつ教育課程を提供することを義務づけられている。ほとんどの学校は、総合的な「個人・社会・保健教育」の課程を通して、このような要請に応えている。公民権教育はその課程の中で重要な部分を占めることがあり、歴史などの全国教育指導要綱の教科の範囲内で扱うこともできる。公民権教育は通常、個人の権利、義務、責任、および正義、民主主義、そして法の支配に対して敬意を払うことを教える。教育課程の詳細な内容を決めることは、個々の学校に任されており、各学校は適切と思われる場面で、性的搾取と虐待の危険性に関する情報を教育課程に自由に組み入れることができる。

- g) 性別に配慮した、国家的、社会的、経済的政策、および商行為としての性的搾取の犠牲になりやすい子供と、そういう搾取につながるような行動をとる家族および地域を経済的に政策や計画を打ち出し、強化し実施する。その場合、家族の中の虐待、有害な伝統的行為、およびそのような行為が少女にあたえる影響に特別な注意を払いながら、商品としてではなく人間としての子供の価値を広め、得るもの多い雇用と収入の創出他の手段を促進することで貧困を減らしていく。

児童法（1989年）は、法律に根本的な変化と進歩をもたらし、子どもの福祉と保護の枠組みをつくった。児童法の第一の目的は、子どもの福祉を促進し守ることにある。この法律は、個別の事態に対する行動を決定する場合に、その子どもに対する福祉が最優先されることを強調している。

- h) 子どもの権利条約を念頭に置きながら、子供の性の商品化と搾取を防止するための法律、政策および計画を発達させ、または強化し、実行させ、公に知らしめる。

英国政府は、子供に対する性犯罪を犯す人間や、商行為として子供を性的に搾取する

事で利益を得る人間を重大視している。16歳未満の少女に売春をさせたり売春に誘ったりする人間は、最高2年の禁固刑に服する可能性がある。

刑法には、子どもを性的に搾取する人間に對処する幅の広い犯罪規定がある。年少者に対する犯罪行為にふける成人が訴えることができる犯罪、および最高刑には以下のものがある。

- 13歳未満の少女との違法性交 — 終身刑
- 16歳未満の少女との違法性交 — 禁固2年
- 16歳未満の子どもとの肛門性交 — 終身刑
- 女性に対するわいせつ行為 — 禁固10年
- 16歳未満の少女に売春をさせること、または売春をそそのかすこと — 禁固2年
- 売春婦／夫の収入で生計を立て、あるいは売春婦／夫を管理すること — 禁固7年

イギリスの法律の下では、売春そのものは違法行為ではない。行為自体が不法でない限り、女であれ男であれ自分の性的サービスを売ることができる。刑法が目的としてはいるのは、他者による売春をそそのかし、管理し、搾取しようとする者を止め、罰することである。しかしながら、売春婦／夫の年齢が法律上の承諾年齢（16歳）を下回っている場合、その売春婦／夫と性行為を行った成人は有罪になる。

- i) 法律、政策、計画、および商行為としての子どもの性的虐待につながる行為またはこれを導く行為を見直し、効果的な改革を導入する。

英国政府は、この分野の法体系を常に見直している。現行法に弱点が見つかった場合は、断固とした行動をとって問題に取り組む。例えば、刑事裁判と公共の秩序法（1994年）では、児童ポルノの制作を取り締まるための警察権力が増強された。いまでは警察は、このような犯罪を犯した疑いのある者、あるいは犯そうとしている者を、令状なしに逮捕すること、犯罪の証拠を得るために家宅捜索令状を取ること、およびその証拠を押収することができる。

- j) 子どもの性的商品化と搾取のために、観光業者を含むビジネス界がその情報網や既存の組織を利用しないようにはたらきかける。

英国の旅行業社の90パーセントは、英国旅行業者協会（A B T A）の会員であり、特定の旅行先の国々における子ども売春の問題に徐々に気づきつつある。同時に、旅行者に旅の手配をし助言をするにあたって、悪意のない顧客を傷つけないようにする気配りももちろん重要である。

A B T A 会員である旅行業者やツアーコンダクターが、売春観光を斡旋したことが発覚した場合、会員資格を直ちに剥奪され、業界全体の品位をおとしめたとみなされた者は、管理規約委員会にかけられる。A B T A の法律部は、定期的にツアーコンダクターのパンフレットを抜き取り検査し、A B T A の基準を満たしているか確認する。

A B T A はまた、海外での子どもに対する性犯罪に関して、英国の旅行者を本国の法廷で起訴するための法的規定を、全面的に支持することを明らかにした。

k) メディア業界に対して、あらゆる面から子供の性の商品化と搾取に配慮した質的に高い情報、信頼性、および倫理的基準をつくり出すメディアの役割を強化する戦略を展開するよう促す。

英国の放送関係の取り決めでは、テレビ・ラジオで放送される内容に対する責任は、放送局および放送を規制する団体が負う。放送を規制する団体とは、B B C (英國国営放送) 理事会、独立テレビ協会、ラジオ事業機関、およびウェールズ第4チャンネル事業機関である。これらの団体は政府から独立しており、放送において公衆の利益を守る義務をもつ。

上記の団体はその責任を果たすために、番組が公序良俗に反する内容や公衆の感情を逆撫でする内容を含まないよう監督する義務がある。また、番組制作者に守るべき基準についての指針をあたえる。

同様に、新聞も政府から完全に独立しており、これを規制しているのは新聞苦情処理委員会である。

1) 子どもの性の商品化と搾取に関わった人間に、その行動に対処するための情報、教育を与え、助けの手を差し伸べ、習慣を変えさせる。

子どもの性の商品化と搾取に関わったとみなされた人物は、重犯を犯していることになり、その罪に適した刑法上の規約によって裁かれる。子供に対する性犯罪で有罪になった者は、教育治療計画への参加を義務づけられ場合がある。有罪判決を受けた性犯罪者は、刑務所でも地域でも特別な治療計画を受けられる。この計画は、性犯罪者に、不良行動と再犯減少に焦点を当てた専門家の助力を受ける機会を与える。

保 護

a) 犯罪者の特徴、年齢、および被害者のおかれた状況の違いが、違う法、違う計画で対処する必要をもたらすことを留意しながら、法、政策、および子どもを保護する計画と、

子ども売春のための計画を発展または強化する。

英国政府がこの分野で第一に考えることは、性的虐待と搾取から子供を保護することである。子どもを性的に虐待する者を処罰するには、刑法上、強姦に対する終身刑を含む幅広い罪が存在する。

警察は児童保護の捜査を行い、関係する問題に取り組むための充分な訓練を受けた特別班を用意している。警察は、児童法（1989年）に基づいて子どもの福祉にかなう先制行動をとる権力など、子どもを保護するための重要な権力を保持している。この権力の中には、重度の傷害を受ける危険のある子どもたちを施設に収容して保護する権力が含まれる。児童法を支える原則は、子どもの福祉が第一にくるということである。

b) 児童売春、児童売買、児童ポルノ（児童ポルノの保持を含む）、その他の違法性行為のサービスの提供者、客、仲介者に刑事責任を課す国家法を制定ないし強化し施行する。

16歳未満の少女に売春をさせ、または売春をそそのかそうとする者は、終身刑に処せられる可能性がある。これに関する罪状の幅も広く、16歳未満の少女との性交もここに含まれる。

児童ポルノに関しては、児童保護法（1978年）で、16歳未満の子供の猥褻な写真、映画、またはビデオを撮影すること、または撮影を許可すること、頒布すること、見せること、宣伝すること、あるいは頒布の目的で保持することに対して、禁固3年と無制限の罰金の最高刑が定められている。加えて刑事裁判法（1988年）上の、16歳未満の子どもの猥褻な写真、映画、またはビデオを保持することに対する最高刑は、禁固6カ月および5,000ポンドの罰金である。この犯罪に対する刑罰は、1994年の刑事裁判および公共秩序法によって禁固刑が加えられ、より厳しくなった。

英国国内で売春観光を組織したり、子どもを性的に搾取することを目的とした海外旅行を奨励した者への対処を強化することに関しては、積極的な前進が見られる。英国政府は、7月4日に女王陛下の裁可を受けた、ジョン・マーシャル下院議員提出の性犯罪（共謀および扇動）法案を支持している。この法案は、他人を扇動し、あるいは海外の子供に対する性犯罪に共謀する者を法廷で裁くよう、共謀と扇動に関する法を拡張するものである。

c) 商行為としての性的搾取の犠牲者である子どもが、犯罪者として処罰されることを防ぎ、子どもの事情に詳しい担当者が対応すること、およびあらゆる分野 — 特に法、社会、および健康に関する分野で援助が得られることを完全に保証する国家法、政策およ

び計画を制定ないし強化し、実施する。

子どもの福祉が最優先課題であるから、売春に関する罪状で子供を起訴することは、例外的措置であり、他の法的介入が不適切または効果的でない場合にのみ限られる。警察は、売春に関する子供たちに対処する第二の方法を見つけだすため、他の機関と共に働くことが多い。それでも警察は、事件によって適切な場合には起訴を選択することがある。

英国政府は、売春に関する子どもは、警告、摘発、または有罪判決を受けるべきではないという説が正しいとは考えていない。法の目的は、売春婦／夫が街頭で客引きをする際に重大な公的不法妨害になることの防止であり、いかなる場合でも、年少者の売春に関する犯罪を犯罪でなくすることではない。一定の年齢以下の子どもの売春を非犯罪化することは、さらに多くの青少年を売春に引き入れる結果をまねく可能性が大きいのである。

売春の取り締まりは、警察署長の現場判断で行われる。警察は、あらゆる形の虐待と搾取から子どもを守るために、他のさまざまな機関と緊密な連携をとっている。

児童保護の問題に携わる特別な訓練を受けた警察官もいる。この訓練を受けた警察官は、完璧かつ効果的な捜査を進めるために必要な、諸機関が合意した手続き、政策、および専門技術と姿勢に関する幅広い知識をもつ一方、影響がおよぶ人びとのニーズに敏感に対応する。

保健省は、社会福祉関係省庁が子供と年少者を保護し、児童法の枠組みの中で、必要に応じて適切な法的、社会的サービスと保健サービスを提供する責任を認識している。保健省はまた、子供と年少者を保護するために省庁間が協力することの重要性も理解しており、そのことは「児童法（1989年）とともに」という指針に表れている。警察はこれを励みに、社会福祉その他の諸機関との連携をとり、子供を確実に保護するべく働いている。

d) 売春観光に関して、旅行先国で子ども買春を行った場合、出身国の国民の売春行為を犯罪とする法体系を発展または強化し実行に移す（「治外刑法権」）。他国（旅行先国）において性的な目的で子供を搾取した者が、出身国または旅行先国で確実に起訴されるよう、本国送還その他の手配を促進する。旅行先国で子どもに対して性犯罪を犯した者に対する、資産と利益の押収および差し押さえ他の罰則を含む法体系とその施行を強化し、関係する情報を分かち合う。

英国政府は、海外で子どもを性的に虐待した者を英国で裁判にかけられるよう、司法権を拡張することを決断した。今後できるだけ早い機会に、必要な法改正が行われる。しかしながら、英國国内の裁判所で起訴事実を固めるために、充分な証拠と証人を海外から集めることには、かなり実際的な困難がある。そのため英國政府は、犯罪が行われた国へ当人を送還することが、犯罪者を（自国民であっても）裁判にかけるのに最も有効な手段だという考えを変えていない。

諸外国が子どもに対する性犯罪を犯した英國人旅行者を摘発したいと考える場合、英國が支援できる分野もある。刑事裁判（国際協力）法（1990年）の規則では、英國は、英國人の関係する犯罪を捜査している外国の関係当局に、相互的な法的支援を提供することができる。例えば、英國国内での証拠捜索、一般人からの証言の収集、そして必要ならば、証拠の口述を得るために証人を当事国へ連れていく手配などの支援である。加えて英國政府には、当人が犯罪を犯した疑いのある国で裁判にかけられることを予想して、そのことが適切な場合、英國人を当事国に送還することを助ける制度もある。

この分野で警察の国際協力が広がり、有効な実践に関する情報の交換が行われれば、大きな利益がもたらされることは明らかである。英國は速やかな情報交換を行うための枠組みとなるインターポールの常設作業部会を積極的に支持している。

英國には子どもと青少年に対する性犯罪を含む、すべての重犯罪がもたらす利益を押収し差し押さえするための包括的施策がある。刑事裁判法（1988年）第6部は、イングランドおよびウェールズにおける関係法令である（スコットランドと北アイルランドにも同様の法令がある）。この法令によって、高等法院からの拘束命令を受けることが可能になり、押収命令の対象になるような財産の売買を防ぐことができる。拘束命令は、刑事訴訟が確定した時点または確定する直前に発令され、資産の消散を防止する。

1988年法第6部に基づいて、刑事裁判所は、起訴されるに足るすべての犯罪によってつくられた財産を押収する権力を保持する。したがって、治外司法権が旅行先国における子供の性的搾取に関連する犯罪に適応され、このような犯罪が起訴されるに充分な犯罪であるからには、刑事裁判所はその犯罪が裁判にかけられる場で押収命令を発令する権力がある。

犯罪による蓄財法（1995年）は、最近刑事裁判法（1988年）第6部を強化し、強い麻薬の取り引きを取り締まる施策との関係を深めた。1995年法は、同じ犯罪からの手数料によって繰り返し相当の利益を得るポルノビデオの製作のような、再犯性の高い犯罪を

特に標的にしている。

英国はまた、旅行先国における性犯罪に関わるものを含む、あらゆる形の重犯罪によってつくられた財産を突き止めるために、他国を支援することができ、その場合の条約や合意を必要としない。われわれはまた、当該国のために、資産の拘束と押収の権力を使用することができる。

e) 子どもの人身売買に関して、国内の法体系、政策、および国内あるいは国境を越えた売買から子どもを護る計画を立案し実行に移し、取り引き業者を処罰する。国境を越える状況では、国内の移民法に照らして子ども達を人間的に扱い、子ども達が支援体制に支えられて出身国に無事帰国できるように、再入国許可を取り付ける。また、関係する情報を分かち合う。

子どもの人身売買は、英国にとっては主要な問題ではない。英国の移民法は、誰がどのような目的で英国への入国を出願することができるかとについて、常時参照できる一連の規則を明確に定めている。加えて、移民および国籍庁は、移民規則の主要な範疇を説明する冊子を出しておらず、入国の条件を明示している。英国への入国を希望する人間は必ず、移民規則に基づく入国資格を満たすことで入国管理官を満足させなければならない。

亡命者保護および移民法（1996年）は、子どもを含む人身売買に関する新しい刑事犯罪を導入した。同法のこの種の犯罪に関する規則は、1996年10月1日に発行する。

犯罪の犠牲者になりやすいという理由から、単独で渡航する子どもには特別の注意が払われる。政府資金で運営される難民委員会は、保護を求める単独渡航の子どもに関する助言を行う専門家集団を率いている。このような子ども達は各自、子供たちの利益を確保し援助を与える専門家の助言を与えられる。

英国の政策の下では、英国に入国するために出身国を出国する資格のない子どもたちは、出身国の両親の許に帰される。しかしながら英国は、受け入れ態勢の整った場所がない限り、また出身国の福祉が整っていない限り、18歳未満の子供を追放しようとするわけではない。

f) インターポールを含む、国内および国際的な法執行を担う機関のネットワークを確立、強化し、市民社会による子ども売春の監視機能を特定して強化する。法執行担当官の間に、適切な手段と子どもが親しみやすい施設を備えた特別部局をつくり子どもの性の商品化と搾取に対抗する。警察の捜査と裁判過程における子どもの権利を保障するために

交渉担当官を任命し、重要な情報を交換する。すべての法執行担当官に、子どもの権利条約その他の人権規約および国内法を特に念頭において、子どもの発育と権利についての訓練を行う。

英国犯罪情報局には小児性愛者情報部があり、おもに小児性愛者として知られている、もしくは小児性愛者である疑いのある者に関する情報の管理、さらなる情報収集、現場の対応に役立てるための情報の提供を行っている。

英国はインターポールの若年者に対する犯罪に関する常設作業部会の活動を支持している。この部会は、インターポール加盟国すべての現場の警察官からなり、世界中の仲間との活動網を形成することに優れている。作業部会がつくりあげた枠組みは、世界を旅する小児性愛者を摘発するために効果的な国際的分担を可能にする手段である。会議は毎回、総合的な意見交換の機会を与える場であり、法の執行者と政府および非政府組織の間の複合組織や協力態勢が試され、議論される場でもある。

英国政府は、子どもの虐待を含む性犯罪の捜査に関わる警察署長に対し、研修の指針を提供している。研修では性犯罪の捜査にたずさわる警察官に課せられる、数多くのさまざまな要求に応えるため、必要な専門技術と専門家としての態度が教えられる。またこの指針には、この分野の指導者の選び方に関する章が特に設けられている。

警察は、一般的な訓練と専門家のための訓練を用意し、警察官が組織の中の役割によって違った水準の技術を要求されることに備えている。各管轄の警察署長は、みずからの率いる警察署内で研修の焦点をどこにあてるかを決定する責任を負う。

児童虐待の捜査を担当する警察官を選ぶ際には、細心の注意がはらわれる。担当警察官は、関係諸機関の合意に基づく手続きと政策、および専門技術と専門家としての態度に関する幅広い知識を保持することで、くまなく効果的な捜査を行う一方、事件に影響された人々の要求に対する敏感さを失わない。社会福祉分野との共同訓練も行われ、捜査員が、お互いの目的と法的制限、仕事の仕方を充分に理解できるように調整されている。

たいていの場合、研修は次の分野を網羅する。自覚、子供の性に関する用語、子どもの成長と発育、児童虐待：虐待のしるし、症状および後遺症、危険因子、関係法、面接調査の技術（社会福祉分野との共同面接調査を含む）、医学的検査、法廷証拠、子どもとの意思疎通、およびビデオ録画。

国や地方自治体や警察署など雇用者側が行う研修の他に、警察官とソーシャル・ワー

カの共同研修の場として、現在、児童虐待の管理と研修コースが用意されている。子どもの証人と被害者の子どもの面接調査に対する助言は、警察官なら誰でも受けられ、現在では警察官の研修の根幹に組み込まれている国の検査面接コースにも入っている。内務省は現在、子どもを法廷で証言させる際、裁判官や弁護士が最善のやり方を取ることをねらった実践的ビデオの制作に資金援助を行っている。

児童法（1989年）に関連する規則はで、警察に入ってから数週間目に全国警察研修機関（NPT）が運営する警察官研修センターで警官適性試験基礎研修第2課程を受けることになっている。この研修は全国規模のものであり、警察官になろうとする者は全員この課程を受講する。

適正審査期間の後半で、警官は所属署の研修学校で児童保護と児童虐待に関する訓練をさらに受けることもある。NPTはこのような研修を支援するため、研修課程の指導要綱をたずさえた人材を派遣して。

g) 商行為としての性的搾取から子供を守るため、市民社会の全国ネットワークと連携し促進する。地域、家族、非政府組織、旅行業者を含む商業部門、世界観光機関（WTO）、旅行業団体、雇用者および労働者組合、コンピューターおよび技術産業、マスメディア、専門職の連合体、サービス業者との間の行動と相互交流を助け、事件の監視と当局への通報を促すとともに自発的な倫理行動基準の構築を図る。

海外開発援助局（ODA）は、英国ストリートチルドレン事業連合の活動を支援している。その中には、路上で生活する子ども達のためのプロジェクトの資金源、技術的手段や権利擁護について詳細に綴った「ディレクトリー」（1996年2月）の発行も含まれる。

h) 商行為としての性的搾取から逃れてきた子ども達のために、安全な避難所をつくり、性的搾取の被害者である子どもに支援を差し伸べる人々を脅迫や嫌がらせから守る。

英国政府は、危険にさらされている子どもを守るために、この子ども達を家庭もしくは他の宿泊所に帰すため、避難児童のための保護施設の規則を法制化した（児童法（1989年）51条）。また地方自治体に対して、児童福祉計画を制定するよう要請し、避難してきた年少者に対する福祉もこの計画で補うよう助言をしている。

児童関係法令に照らして、避難児童および危険にさらされる恐れのある者に、地元ではどういった性格の福祉が提供できるかを決定するのは、警察を含む地方公共団体の職務である。

壳春の犠牲者である子どもに支援を差し伸べる人々が脅迫や嫌がらせに遭った場合、その行為は刑事犯罪に相当することもあり、加害者を起訴できる。警察は、平穏を乱す人物を法廷に呼び出す、広い意味での権力をもっており、法廷は呼び出された人物を拘束することができる。加えて公安法（1986年）第5条は、嫌がらせをされ、脅威を覚え、または圧を感じる人物に聞こえる範囲で、またその人物の目のとどく範囲で、脅し、罵詈雑言、これに当てはまる行為、または秩序を乱す行為を用いることを罪としている。遠距離通信法（1984年）では、品位に欠ける猥褻な、または嫌がらせの電話をかけたり、相手の苛立ちや不便、もしくは必要のない不安を起こさせる目的でしつこく電話をすることも罪になる。同様に、悪意のあるコミュニケーション法（1988年）は、受取人が圧力や不安を感じるような、品位に欠け、人を傷付けまたは脅かす手紙や印刷物も郵送することを禁じている。

犠牲者である子どもには、子どもに対する性犯罪を犯した者に立ち向かい、法定で進んで証拠を提出したい側が支援をあたえることもある。証人を守るために実践的な方法がいくつも現実に使われている。証人の安全が懸念される場合には、相当長期に渡って警察が出向き、本人やその家族を警護することもできる。警察がとりうる行動には、警戒すべき事柄を監視または予測することと、脅されている人物を別の場所に移す手助けが含まれるが、もっとも深刻な場合には、新しい身分証明を支給することさえある。しかしながら、こういった行動をとるべきかどうかは、各警察署毎の署長の現場判断に任されている。

加えて、刑事裁判および公安法（1994年）は新たに、証人、陪審員、あるいは警察協力者を脅迫することを犯罪とした。最高刑は5年の禁固である。この罪状の目的は、脅迫を抑止することと、脅迫が実際に起こった場合に加害者を起訴しやすくすることである。この新たな罪状の下で、被告の側に脅迫するつもりはなかったということを証明する責任が生じることとなった。したがって加害者は、被害者が裁判の証人になることを知りながら脅迫したという事実だけで、有罪になる可能性がある。

回復と社会復帰

- 商行為としての性的搾取の犠牲者である子どもに対しては、その子どもの権利に沿って、裁判過程で子どもがすでに経験した精神的外傷を悪化させないように、また裁判で子どもを扱うときは必要な限りの法的援助をあたえ、犠牲者である子どもが法的に救済

される規則を同時に示すよう細心の注意をはらいながら、処罰的でない態度で取り組む。

英国政府は、裁判過程を通じて、子どもと年少者の権利および利益を保護することを固く決意している。そしてこの目標に向かって、法制化を進め、幅広い規則を導入してきた。英国政府は、裁判所が子どもの証言を十分受け入れるために、以下の行動をとった。年少の子どもは証人として「無能」だと推定した法律を廃止。容疑がかけられた犯罪に関する宣誓を行う被害者または証人が子どもで、事件が性、暴力、または虐待に関わる場合、治安判事裁判所の拘留手続きを省略。したがって、当該の事件は刑事裁判所へ直接持ち込まれるようになった。このような事件における被告人による反対尋問を回避。テレビの生放送回線の利用を、このような事件における子どもの証人にまで拡大。被告人またはその他の裁判関係者の存在によって証人が怯えることのないよう、法廷でのスクリーンの利用を許可。初期の面接捜査のビデオを、このような事件における子どもの主要証言として使用することを許可。

現実的な面では、上記のような変化は、各刑事裁判所がテレビ回線でつながれビデオ装置を設置し、検察局と両親双方にとっての接触点になる児童問題連絡担当官をおくことを意味する。児童問題連絡担当官は、証人の子どもに適当な宿泊所と情報を提供し、裁判の前に裁判所を案内する。英国政府は児童問題連絡担当官の活動を逐一監督しており、その利用頻度と有効性を高める方法を常に模索している。これらすべてのことにおいて、ごく最近発効した刑事手続きおよび捜査法は、今後つくられる義務事項に関する規則の取り決めを含むものである。新しい拘束事項の規則がつくられれば、子ども達はどういう証言するものかはっきり知ることができ、法廷での証言を突然要請されることはほとんどなくなる。

すでに存在する取り決めを、子ども達の実際の利益を保持するより効果的に使うために、さらに多くのことがなされつつある。例えば、裁判官や弁護士や検事に、子ども達がビデオで証言するのか、テレビ回線を通じて証言するのかに関して、出来る限り各確実な証言が求められる場合、裁判官や弁護士が最善の方法をとれるよう励まし、彼らに情報を提供することを目的としたビデオプロジェクトに財政的補助を行っている。

児童保護に関する命令は、児童法（1989年）第5部に基づいて出されることもある。ここでの命令には、子どもが明らかに傷つけられる危険がある場合の緊急保護命令と、地方自治体に、子どもが傷つけられているかどうかを査定する権限をあたえる児童査定命令が含まれる。加えて、明らかに傷つけられる危険のある子どもは、第5部の緊急訴

訟手続きに基づいて、警察の保護下におかれる可能性もある。また地方自治体は、同法第4部に基づいて、明らかに傷つけられ、または傷つけられるおそれのある子どもを保護下に置く命令を出すことができる。

裁判所は、当事者である子どもの利益を守るために必要でないと認められた場合を除くこのような手続きすべてに関して、訴訟後見人、または適切とみなされれば弁護人を子どもの代理人として任命する。高等法院で行われる一定の訴訟に関しては、国選弁護人が訴訟後見人として任命されることもある。

子どもの弁護人は、刑事訴訟法律扶助を利用することができる。告訴されるか有罪判決を受けて、イングランドおよびウェールズの法廷での訴訟に関与した人物は、二つの資格を満たすことを条件に、この法律扶助を受けることができる。その資格とは、a)正義にかなっていること b)経済的な資格があること の二つである。子ども（正規の教育期間中または職業訓練中の者は16歳以上でも資格がある）の場合は、親の経済状態ではなく子ども自身の状態で査定される。グリーンフォーム・スキーム（緑の書式計画）の下で、法律扶助による助言と支援を受けることもできる。この計画は、経済的な資格を満たす人々に、延べ二時間に換算される仕事を限度として、無料で弁護士の助けを受けることができるようとするものである。

子どもが近友（正式に任命された後見人ではないが、法的に十分な能力を持たない人に代わって訴訟行為を行う人）もしくは訴訟後見人なしで、原告または被告として訴訟を始める資格を有する場合、弁護士は、特別な場合には子どもに直接助言をあたえる許可を地域の法律扶助協会から得ることができるし、法律扶助による助言と支援に関する規則（1989年）第14則の下では、一定限度の条件の中で、当局の許可なく直接助言することもできる。

子どもに、州裁判所または高等法院で搾取者に対する民事訴訟を起こす資格がある場合は、資産調査および本案の調査の結果いかんに、民事法律扶助を受けられる。グリーン・フォームによる助言および支援を受けることもできる。

b) 商行為としての性的搾取の被害者である子どもとその家族に、エイズウィルスを含む性行為感染症にかかった者に特別な注意をはらい、かつ子どもの自尊心と尊厳、権利意識を高める眼差しをもちながら、社会的、医学的、心理的カウンセリングその他の援助を提供する。

英国政府は、1986年に子ども電話相談室が開設されて以来、財政補助を行ってきた。

子供電話相談室は、子ども達－特に性的虐待の被害者である子ども達に、助言とカウンセリングをする無料の電話サービスである。1998年度までの三年間の会計年内に、施設に暮らす子供たち専用の回線を存続させるために、6万ポンドの政府助成金が支払われた。この助成金は、1988年度末までの3年間にわたって支払われる、36万3,300ポンドの主要助成金にさらに上乗せされたものである。北アイルランド、ウェールズおよびスコットランドの担当部署も、地元の同様の計画に補助金を出している。

英国政府は同様に、親の電話相談（子どもの福祉に関して心配事がある親たちのための電話相談サービス）にも運営資金として年間4万ポンドを拠出。1994年にはこれに加えて、同サービスの年次総会費用に5,000ポンド、転居費用に2万ポンドを提供している。子育てのイニシアチブ計画からも、人材募集資金として7,800ポンドが支払われている。

イングランドおよびウェールズの年少者に対する福祉は、地方自治体が運営しており、法定のものも自治的なものも含めたさまざまな組織からなっている。こういった組織は、若い人々に非公式で任意に選択できる個人的教育および社会的な教育を提供する。対象となる若者の年齢層は通常11歳から25歳で、その中でも13歳から19歳の青少年に力を入れている。地方自治体の若者向け事業のほとんどは、何らかの危機に直面している人々が対象である。

全国青少年機関、ウェールズ青少年機関およびイングランドにある14の情報センター（この中には私的基金の助けを得て発展してきたものもある）は、青少年や彼らと一緒に働く人びとに幅広い問題に関する情報と助言をあたえている。1994年から1995年にかけて、全国青少年機関の情報センターが扱った問い合わせの3パーセントは、若者が何らかの危機に面した場合のものであり、問い合わせ全体の20パーセントは若者自身からのものだった。

c) 医療関係者、教師、ソーシャル・ワーカー、非政府組織その他、商行為としての性的搾取の犠牲者となっている子どもの発達と権利のために働く人々に対して、子どもの権利条約とこの条約に連なる人権に関する基準を念頭におきながら、社会的性差に配慮した訓練を行う。

保健省は、ソーシャルワーカーとその上司、訪問看護士、看護婦を対象とするさまざまな児童保護の意識化プロジェクトに補助金を出している。現在、地域の医者とその医療を支えるチームの意識化のための計画を支援している。

英国政府は1997年から1998年にかけて、地方自治体の教育委員会に、子どもが虐待されている疑いのある場合、教員が必要な手続きを踏む訓練のために、合計150万ポンドを支出する。地域の状況と必要性に沿って、この訓練コースの詳しい内容を決めるのは、各教育委員会の役目である。コースが子どもの権利についての内容を含む可能性はあるが、それを決めるのは訓練者である。

刑事裁判機構に関するさまざまな組織と機関は、犯罪を目撃したりその被害を受けた子ども達の精神的外傷を最小限に止めるため、最初の面接調査から裁判の終了まで、子ども達の福祉を守るために、ともに働く真摯な姿勢を共有している。1989年に政府が発行した指針「ともに働く」に、虐待の被害者である子どもを面接調査する場合に固守すべき基本原則が述べられている。これ以後、より鮮明な意識と訓練を確立するための数多くの方針が導入されてきた。その中には、警察と社会福祉関係者が、主要証拠として子供たちの面接調査のビデオをつくるときに利用される「正しい実践のための覚え書」や、関係省庁間の研修の基礎となる、放送大学が作成した教材が含まれる。覚え書が、子どもと裁判制度双方が必要とするものを考慮しようとしているのに対して、放送大学の教材は、特に現場の担当者が、子どもの面接調査を行う法的枠組みに精通する手助けとなるもので、ストレス対処法、判断力の開発および関係省庁間の理解を含めた児童保護の運営に光をあてている。

英国政府は、児童虐待を含む性犯罪捜査の研修を受ける警察署長のための指針も打ち出している。この研修は、性犯罪捜査に取り組む警察官に要求される多種多様な職務を遂行する際に必要な専門技術と専門家としての態度を身につけるものである。指針は特にこの分野の教師を選ぶための章を含んでいる。

警察官には、組織の中の役割に応じて違った水準の技術が要求されるので、当局は、一般的訓練と専門的訓練の両方用意している。各警察署の署長には、署内で何の研修に焦点をあてるかを決定する責任がある。

児童虐待の捜査をする警察官の選抜には、細心の注意がはらわれる。当該警察官は関係諸機関が合意した手続きおよび政策に関する幅広い知識と、緻密で効果的な捜査を進めるために必要な専門的技術と専門家としての態度を備えながら、虐待に影響を受けた人々のニーズを敏感に受けとめる。捜査員が、お互いの目的、法律上の制限、仕事の仕方などを充分理解するため、社会福祉関係機関との合同研修も行われている。

研修は主として次の分野を網羅する。自己認識、子どもの性に関する用語、子どもの

成長と発育、児童虐待 — そのしるし、症状および後遺症、危険因子、関係法、面接調査の技術（社会福祉分野との共同面接調査を含む）、医学的検査、法廷証拠、子供との意思疎通、およびビデオ録画。

国や地方自治体や警察署など雇用者側が要した研修の他に、警察官とソーシャル・ワーカーが現在受ける共同研修に、児童虐待の管理と研修コースがある。子どもの証人と被害者の子どもの面接調査に対する助言は、警察官なら誰でも受けられ、現在では警察官の研修の根幹に組み込まれている、全国捜査面接コースにも入っている。内務省は現在、子どもが法廷で証する際、もっとも良い方法を使うよう裁判官や弁護士を奨励し、彼らに情報を与えるための正しい実践ビデオの政策に補助金を出している。

- d) 憲性者である子どもと、その子ども達に対する社会的偏見を防ぎかつ取り除くために効果的行動をとる。憲性者である子ども達の立ち直りと、地域や家族への社会復帰を助ける。施設に収容することが必要な場合は、その子どもの利益を最優先して、期間を最低限にとどめる。

子どもが地方自治体の保護下にあるとき、自治体には、そうすることが現実的でない場合もしくはその子どもの福祉に反する場合以外は、子どもが家族と一緒に暮らせるように手配する義務がある。この義務は、児童法が強調する家族の下での、または家族の手による子どもの育成を促進することが、保護下にある子供にもあてはまることを確認したものである。

地方教育委員会(LEA)は、その自治体に登録された義務教育年齢(5歳から16歳)の児童生徒を定期的に学校に出席させる法的な義務がある。この職務を果たすのがLEA教育福祉官(EWO、地域によっては教育ソーシャルワーカー)であり、各学校と家族と緊密な連携を保っている。

地域によっては、EWOが警察とともに無断欠席の追放や無断欠席児童生徒が集まるところで知られている繁華街のパトロールを行うところもある。こういった場所では、さしたる理由なく学校を休んでいる年少者が、犯罪や虐待の犠牲になったり、犯罪的または反社会的な行動に引きずり込まれる可能性があるからである。

英国政府がこの問題にいかに真剣に取り組んでいるかは、無断欠席児童生徒および反抗的な児童生徒のための教育援助および訓練助成計画(GEST)の下で、地域が進めている計画に与えている援助に示されている。数々の計画に対するこの4年間の援助は、金額に換算すると約5,500万ポンドに上る。

児童保護をめぐるもうと広い領域の問題について言えば、1995-96年度のG E S T計画は、101の地方教育委員会に対して合計300万ポンドを供出した。この補助金によって、児童保護責任者に任命されたベテラン教師陣が、虐待の兆候と症状、および必要と思われるときにどのようにして適切な検査機関に照会するかを見極めるため、幅広い問題に関する研修を受けることができた。

また教育雇用省は、1995年10月に、通達「虐待から子どもを守る：教育政策の役割」を発行し、子どもを虐待から守るために教育行政の役割についての指針を改定刷新した。この新しい通達は、1988年に出された前行の児童保護指針に代わるものであり、虐待が明らかなケース、または虐待が疑われるケースがきちんと取り上げられかつ処理されるための行動に関する助言をあたえている。

子どもと年少者を性的搾取から守る責任という観点から、地方自治体は、売春婦／夫に職業訓練と社会復帰計画を提供あるいは獲得させることが、資源の有効利用につながるという決断を下すことがある。

- e) 義性者である子どもとその家族に、適切な援助を伴う新たな生活手段を促進し、さらなる商行為としての性的搾取を防止する。

青少年職業訓練（Y T）は、全日制の教育を現在受けている者（義務教育終了の最低年齢は16歳）、他の公共支出の計画に参加している者、刑務所に収監されている者および拘留中の者を除いた、16歳から17歳の少年少女すべてを対象にしている。18歳以上でも職業訓練計画に参加することはできるが、本人に合った場所で訓練されるという保障からはずされる。

職業訓練（T f W）は、英国政府の成人失業者向け職業訓練計画で、18歳から63歳までの失業者を、社会的地位を問わず対象としている。識字力、計算能力、または英語力に著しく欠ける者、障害のある者、あるいは18歳から24歳で2年以上失業状態にある者には、優先権があたえられる。

訓練・事業振興会（T E C）は、Y TとT f Wで託児施設を提供している。

職業訓練計画の中では、時折であれ習慣的であれ売春を行う者が特別に優先されることはない。しかしながら、上記のような職業訓練計画を優先的に受けられる状況は、不利な条件を背負っているであろう人々を想定したものである。

1996年度のT f Wで、英国政府は、職業訓練からの恩恵を受けられるよう、あるいは労働市場で競争ができるよう、失業者が必ずもっている技術に対する欲求を満たすため

の訓練を提供する方法を探るため、実験的な活動を行っている。

f) 子どもに対する性犯罪の加害者には、法的処罰だけでなく社会医療的、および心理的方法を用いて行動の改善を目指す。

有罪判決を受けた性犯罪者は、性犯罪者が専門家の助けを得る機会を提供する特別な治療計画を、刑務所でも地域社会でも受けることができる。

英国の刑務所は、収監されている性犯罪者に対する性犯罪者治療計画（S T O P）を全国的に展開している。この計画は、研究結果から再犯を減らすのにもっとも有効な方法であるといわれている認知行動法をとっている。S T O Pの内容は、他国でその有効性が証明されている同様の計画を参考にしており、加害者に、自分が被害者にあたえた苦痛をリアルに気づかせ、自分の犯罪を正当化するいいわけを搖るがせることを目的にしている。そして、犯罪に結びつく典型的な行動、思考、感情を認識し、制御する方法と教える。

S T O Pのねらいは、性犯罪の再犯の危険を減らすことだが、臨床上の特別な目標は、

- ・犯罪者が自分の行動に対して積極的に責任をとれるようにすること
- ・性犯罪の被害者の経験を理解し、感情移入できるようにする
- ・性犯罪者を再犯の危険にさらすような要因を特定する、「再発防止」対策を立て、将来、犯罪に結びつかない仕方で、この要因を克服するにはどうしたらいいかを説明する。

S T O Pには、約180時間の治療からなる中心課程があり、この他に、考える技術、関係を結ぶ技術、怒りの制御などに取り組むいくつかの短期課程を含む。こういった課程はすべて、集団活動である。逸脱行為に性的興奮を覚える問題を抱えている性犯罪者は、個人的な行動治療を受けることもできる。

刑務所は、課程を終了するだけの充分な時間のある収監中の性犯罪者（実際には2年以上の禁固刑の受刑者）全員に、S T O Pを提供することを目指している。治療監督官は、再犯の危険がもっとも高い性犯罪者に優先して治療を受けさせるように、指導されている。S T O Pは、25の刑務所施設で実施され、年間およそ600人の犯罪者が参加している。3ヶ所の年少犯罪者施設でも実施されているが、女性の性犯罪者のためには用意されていない。

S T O Pは、S T O P計画と保護観察機関の間に最良の関係を築く、一貫した治療政策もとっている。英国の刑務所の究極の目的は、犯罪者一人ひとりが、刑務所内で受け

た治療との間で一貫性のある事後治療を受けるようにすることである。

S T O P が、再び有罪判決を受ける確率にどれだけ影響しているかを知るには早すぎると、認知行動計画が犯罪を20から25パーセント減少させ、小児性愛者に対して特に効き目があるという証拠もある。S T O P を運営するスタッフは、子どもの性的虐待と有効な治療方法、そして再犯防止に関する調査に、真剣に取り組んでいる。

刑事裁判法（1991年）は、1年以上の禁固刑を受けた収監者全員が、釈放許可の際に一定の法定監督期間の下に置かれることを定めている。同法はまた、禁固刑を受けた性犯罪者が刑期終了直前に釈放前の監督を受けることを、裁判官が指示することができる特別規則を定めている。

監督期間後の釈放許可は、犯罪者が治療計画に参加するか、指定された場所に居住することを要請する追加条件を含むことがある。許可条件はまた、犯罪者が特定の個人と接触することや、子どもとともに作業をすることを禁じる場合もある。

地域の保護観察機関は、再犯を減らすことを視野に入れながら、逸脱行動に取り組む広範な治療計画を運営している。この治療計画は、釈放後の監督下にある犯罪者や、地域刑に服している犯罪者を対象にしている。監督に従わなかった場合は、刑務所に送り返されることもある。

1995年、サリー州に「フェイスフル財団」が運営する性犯罪者と協働するための宿泊施設が開設された。この施設の治療計画は、一日を通しての行動評価、介入、および再発防止から成り、社会的、家族的、または職業的接觸を通じて関係のできた子どもを性的に虐待した経験のある男性に向けられている。集中的な介入と、密度の高い監督および監視を可能にする環境から恩恵を受けるであろう、地域に住む犯罪者を対象にしているのである。内務省は、この施設に開発交付金を支給し、保護観察対象者にかかる経費を助成することによって、この診療所を援助している。

英国政府は、最近の白書「国民を守る」（C m3190）で、性犯罪者問題を取り上げた。現在は、有罪判決を受けた性犯罪者が釈放された後の監督を強化して、確実に国民を守り、性犯罪者が攻撃的な行動を改善する機会をあたえるための法規の導入を考えている。

子どもと接觸する地位や子どもに責任を負う地位に（出来る限り）不的確な人物が任命されないようにする取り決めは、すでに実行に移されている。保健省と教育雇用省はすでに念入りな検査体制を整えており、有罪判決を受けた人物は、子どもに関連する職業に就こうとするとき、刑法上の前科すべてを詳細に明かさなければならない。

英国政府は、このような基本的な安全対策を強化することには、正当な理由があると確信している。「性犯罪者に対する刑罰と監督」という手引き書では、有罪判決を受けた性犯罪者が子どもと接触する就職先を探すことを罪とする、新たな刑罰をつくり出す可能性を探り、1996年8月9日金曜日までに特にこの提案を具体化するにあたっての意見が集められた。現在英国政府は、法案を通すための最善の方法を決断する段階に来ており、適切な機会の到来次第、法規を導入する見込みである。

子どもの参加

- a) 憲性者である子ども達自身、若者とその家族、仲間たちその他、子ども達を助けることのできる人々の参加を促進することによって、子ども達が自分の意見を述べ、商行為としての性的搾取を防ぎ、そこから子ども守る行動を起こすことができるようとする。そして、犠牲者である子どもの社会復帰を支援する。
- b) 子どもの権利の擁護者として子供と若者のネットワークを特定したはつくり出し、援助する。発達の能力に応じて、子どもに関わる政府計画その他の計画を開発し実行に移すことに子ども身を巻き込む。

国連子どもの権利条約に関して主導権を握るのは保健省で、他の省庁との行動調整をしている。英国で子どもの権利条約が発効したのは、1992年1月だが、同条約は、子どもが特別な注意と保護を必要とすることを認識し、三つの主要原則 — 非差別、子どもにとって最良の利益、子どもの意見 — の中で一連の基本的な権利をあたえている。

保健大臣は1996年4月1日に発効した命令によって、地方自治体に、児童法第3部に基づいて福祉を必要とする子どものための児童福祉計画を立て、多様な諸機関に相談し、1997年3月31日までにこの結果できた計画を発表することを要請した。保健省は、社会福祉と保健、教育の間の協力関係を強め、計画作成過程への利用者の参加を促す仕事を進めている。

英国政府は、現在、子どもの権利の保護を主目的とする二つのボランティア組織を設立しつつある。児童法律相談所と子供のための助言・擁護・代理センターである。

内務省)
刑事政策局長
判決および犯罪ユニット)
50 Queen Anne's Gate
London SW1H 9AT

1996年8月

第三部

I 法と実践の見直し

A 全体的措置

a 国民の意識、教育、情報

1. 両親、若年者の保護者その他関係組織や団体に向けた、子どもと青少年の性的搾取に関する適切な資料を作成する。

本報告書が以下で明らかにする通り、英国では子どもの性的搾取に対して相当の注意がはらわれてきた。職業として、あるいは他の方法で子どもに関係する人々の間でこの問題に関する意識は高い。

2. 小中学校教育の課程に、子どもと若者がさらされやすい性的搾取と虐待の危険についてと、自分たちの身の守り方についての情報を組み入れる。

イングランドおよびウェールズの学校は、児童生徒の宗教的、道徳的、文化的、精神的、身体的発達を促進し、児童生徒が成人してからの機会、責任および経験に備えるため、バランスのとれた幅の広い教育課程を提供する義務がある。ほとんどの学校は、総合的な個人・社会および保健教育の課程を通じてこの義務を果たしている。

市民権に関する教育は、こういった教育課程の重要な一部になり得るし、歴史などの全国教育指導要綱の科目の中で扱うことができる。市民権教育は通常、個人の権利、義務、責任についてと、正義と民主主義の概念、および法の規則を尊重することを教える。教育課程の詳細な内容を決定するのは、個々の学校であり、この中の適切な場面に性的搾取と虐待の危険についての情報を組み入れるのは、個々の学校の自由である。

3. 教育、保健、社会福祉、裁判および警察の分野で、子どもと若者に対する援助と保護に関する人々に向けた、意識の向上と訓練の発を目的とする計画を促進し、この人々が性的搾取を見分けることと、必要な方針をとることを可能にする。

保健省は、ソーシャルワーカーとその管理者、訪問看護士、および看護婦を対象とする、児童保護意識を高める訓練を念頭においていくつもの計画に補助金を出してきた。現在は、地域の医者とその医療を支えるチームの意識を高めるための計画を援助している。

刑事裁判機構に関するさまざまな組織と機関は、犯罪を目撃したりその被害を受けた子ども達の精神的外傷を最小限に��止め、最初の面接調査から審議の終了まで、子

ども達の福祉を守るため、ともに働く真摯な姿勢を共有している。1989年に政府が発行した指針「とともに働く」に、虐待の被害者である子どもを面接調査する場合に固守すべき基本原則が述べられている。それ以来、より鮮明な意識と訓練を確立するための数多くの方針が導入されてきた。その中には、警察と社会福祉関係者が、主要証拠として子ども達の面接調査のビデオをつくるときに利用できる「正しい実践のための覚え書」や、関係省庁間の研修の基礎となる放送大学作成の教材が含まれる。覚え書が、子どもと裁判制度双方が必要とするものを考慮しようとしているのに対して、放送大学の教材は、特に現場の担当者が、子どもの面接調査を行う法的枠組みに精通する手助けとなることを目的としており、ストレス対処法、判断力の開発および関係省庁間の理解を含む児童保護の運営に焦点をあてている。

英国政府は、児童虐待を含む、性犯罪捜査の訓練を受ける警察署長に対する指針も打ち出している。この訓練は、性犯罪捜査に取り組む警察官に要求される多種多様な職務を遂行する際に必要な、専門技術と専門家としての態度を身につけるものである。指針は特に、この分野の教育者を選ぶための章を含んでいる。

警察官には、組織の中の役割に応じて違った水準の技術が要求されるので、当局は、一般的訓練と専門的訓練の両方用意している。各警察署の署長には、署内で何の訓練に焦点をあてるかを決定する責任がある。

児童虐待の捜査をする警察官の選抜には、細心の注意がはらわれる。当該警察官は、関係諸機関が合意した手続きおよび政策に関する幅広い知識と、緻密で効果的な捜査を進めるために必要な、専門的技術と専門家としての態度を備えながら、虐待に影響を受けた人々のニーズを敏感に受けとめる。捜査員が、お互いの目的、法律上の制限、仕事の仕方などを充分理解するため、社会福祉関係機関との合同訓練も行われている。

研修はたいてい次の分野を網羅する。自己認識、子どもの性に関する用語、子どもの成長と発育、児童虐待 — その兆し、症状および後遺症、危険因子、関係法、面接調査の技術（社会福祉分野との共同面接調査を含む）、医学的検査、法廷証拠、子供との意思疎通、およびビデオ録画。

国や地方自治体や警察署など雇用者側が要した訓練の他に、警察官とソーシャルワーカーが現在受ける共同訓練に、児童虐待の管理と研修（C A M A T）コースがある。子どもの証人と被害者となった子どもの面接調査に対する助言は、警察官なら誰でも受けられ、現在では警察官の訓練の根幹である全国捜査面接コースにも入っている。内務省

は現在、裁判官や弁護士や検事が、子供を法廷で証言させるときにもっとも良い方法を使えるようになるための正しい実践ビデオの制作に補助金を出している。

4. 子どもと若者を消費の対象に変える性的搾取がいかに破壊的影響をもたらすかを、国民に認識させ、一般の人々もこの分野に介入する団体や組織の努力に参加するよう奨励する。
5. この問題に対する一般の関心を高め、適切な規則を実施することに貢献するようメディアに要請する。

英国における放送に関する取り決めのもとでは、テレビ・ラジオで放送される内容に対する責任は、放送局および放送を規制する団体が負う。放送を規制する団体とは、BBC（英國国営放送）理事会、独立テレビ協会、ラジオ事業機関およびウェールズ第4チャンネル事業機関である。これらの団体は政府から独立しており、放送において公衆の利益を守る義務をもつ。

上記の団体はその責任を果たすために、番組が公序良俗に反する内容や公衆の感情を逆撫である内容を含まないよう、監督する義務がある。そして、番組制作者に、守るべき基準についての指針をあたえる。

同様に、新聞も政府から完全に独立しており、これを規制しているのは新聞苦情処理委員会である。

子どもに対する性的虐待と搾取は、当然ながら一般の人々の大きな関心事である。したがって、こういった問題はメディアで頻繁に取り上げられる。しかしながら英国政府は、個人記録の秘密と安全および性的搾取の被害者である子供のプライバシー権に関して憂慮を表明している。性犯罪法（1976年改正）の下では、ある人物が強姦の犠牲者である嫌疑が出てきた場合、一般の人々がその人をそのような犯罪の犠牲者かもしれない特定する可能性が大きいときは、その人物が存命する限り、氏名、住所、写真のいずれも出版または放送されてはならない。性犯罪法（1992年改正）はまた、被害を受けた可能性のある人物の匿名性を、例えば近親相姦や16歳未満の少女との性交など、強姦以外の一定の性犯罪にも広げている。

6. 子どもの写真や声を性的な文脈で悪用することを、いかなる場合にも認めず、これを防止する。

児童保護法（1978年）にしたがって、16歳以下の子どもの猥褻な写真、映画またはビデオを、撮影・撮影許可、流通、展示・上映、宣伝、もしくは保持することは刑事犯罪

である。

b 情報の収集と交換

7. 匿名性と個人の秘密を守りながら、性的搾取の犠牲者になった経験のある子どもと若者に関わっている公共団体、民間団体および機関に、科学的目的と犯罪対策のため的確な統計記録をつけるよう奨励する。

内務省調査統計管理局は、子どもに関係する犯罪で警告、起訴ないし有罪判決を受けた人物の数に関する統計上の情報を保持している。中央集中管理されたこの情報からは、16歳以下の被害者に対する犯罪としてとくに区別された犯罪しか特定することができない。（イングランドとウェールズに関する1984年から1994年分の統計表は巻末参照）

8. 家庭内または家庭外での性的虐待や、さまざまな形態の性的搾取事件を扱う公共団体や民間団体と警察の間の協力を促進する。

内務省は、各警察署長に向けて、警察官とソーシャルワーカーの共同研修と、関係省庁間の協働の重要性に関する指針を出している。子どもを虐待から守るための関係省庁間の協力に関するガイド「ともに働く」は、保健省、内務省、教育・科学省（現在の教育・雇用省の一部）およびウェールズ省の共同作業でつくられた。このガイドは以前に出された児童保護手続きの手引きを強化し、この手続きをさらに効率よくするよう提唱している。出版年は1991年ですべての警察に配布された。

地域児童保護委員会にはすべての地方自治体が参加し、児童保護政策を発展させ、監視し、見直すための合同会議をもっている。参加資格があるのは、その地域のあらゆる公的機関と団体の上級職公務員および専門家である。

加えて、ソーシャルワーカー、警察、法曹関係者、その他の地方公共機関の職員のためのガイドラインが地域ごとに作成されつつある。主要目的のひとつは、公職にある人々が協力してあらゆる情報、とくに、伝統的には異なった利益に向かって運営されるものと考えられてきた組織間の情報を、迅速かつ適切に取り扱えるよう促すことである。内務省には、関係省庁間の「児童の証拠に関する運営委員会」が設置されている。その役割は、刑事訴訟のあらゆる段階で被害者あるいは目撃者として子どもが関係する場合の法整備など、政府の行動を監視し、「正しい実践」を普及しつつ促すための展開を常に取り入れることである。

c 防止、発見、支援

9. 警察が子どもと若者の性的搾取に関する犯罪の防止、発見、および捜査に特別な注意をはらうよう奨励し、その成功に向けて充分な手段を提供する。

警察は児童保護の捜査を行い、関係する問題に取り組むための充分な訓練を受けた特別ユニットを用意している。警察は児童法（1989年）に基づいて子どもの福祉にかなう先制行動をとる権力など、子どもを保護するための重要な権力を保持している。この権力の中には、重大な傷害を受ける危険のある子ども達を施設に収容して保護する権力が含まれる。児童法を支える原則は、子どもの福祉が第一にくるということである。

警察予算の全額およそ67億ポンドは、各警察の必要に応じて分配される。各警察は、犯罪管理を含む5つの重要分野に対する相対的な必要度に応じて配分を受ける。犯罪管理は、さらに4種の犯罪に分類されるが、そのうちの一つが個人的犯罪である。個人的犯罪には、子どもと若者に対する性的搾取と児童売春に関する性犯罪も含まれる。

しかしながら予算は活動と引き換えにあたえられるわけではない。各地域の警察当局と相談しながらその地域の優先事項にしたがって資金の配分を決定するのは、警察署長の役目である。警察は受け取った資金の割合に応じて予算配分するわけではない。

内務大臣の警察に関する主要政策のひとつに、暴力犯罪の摘発数を（可能ならば）増やし、少なくとも維持することがある。暴力犯罪には13歳以下の少女との不法な性交おおよび子供に対する甚だしいわいせつ行為が含まれる。

10. あらゆる形の性的搾取を防止し見つけだすため、性的搾取の危険にさらされている子どもと若者を守る公的私的両面からの専門的手立ての構築と実施を促進する。

11. 性的搾取の犠牲者となった、あるいはその危険にさらされている子どもや若者に対して、医療、心理、社会、または法律面での助言をあたえるための、電話相談（ヘルプ・ライン）や相談所を立ち上げようとする、地域レベルの公的、私的活動を援助する。

英国政府は、1986年に子ども電話相談室が開設されて以来、財政補助を続けている。1998年度までの3年間の会計年内に、施設に暮らす子供たち専用の回線を存続させるために、6万ポンドの政府助成金が支払われた。この助成金は、1988年度末までの3年間にわたって支払われる、36万3,300ポンドの主要助成金にさらに上乗せされたものである。北アイルランド、ウェールズおよびスコットランドの担当部署も、地元の同様の計画に資金を出している。英国政府は同様に、親の電話相談にも運営資金として年間4

万ポンドを拠出。1994年にはこれに加えて、同サービスの年次総会費用に5,000ポンド、転居費用に2万ポンドを提供している。子育てイニシアチブ計画からも、人材募集資金として7,800ポンドが支払われている。

イングランドおよびウェールズの年少者に対する福祉は、地方自治体が運営しており、法定のものも自治的なものも含めたさまざまな組織からなっている。こういった組織は、若い人々、非公式の任意に選択できる個人的教育および社会的な教育を提供する。対象となる若者の年齢層は通常11歳から25歳で、その中でも13歳から19歳の層に力を入れている。地方自治体の若者向け事業のほとんどは、何らかの危機に直面している人々が対象である。

全国青少年機関とウェールズ青少年機関、およびイングランドにある14情報センター（この中には私的基金の助けを得て発展してきたものもある）は、若者および若者と共に働く人びとに、幅広い問題に関する情報と助言をあたえている。1994年から1995年にかけて、全国青少年機関の情報センターが扱った問い合わせの3パーセントは危機に直面した若者に関するものであり、問い合わせ全体の20パーセントは、若者自身からのものだった。

d 刑法および刑事手続き

12. 容疑者の権利をも尊重しながら、手続きの過程を通して子どもと若者の権利および利益が保護されることを保証する。

英国政府は、裁判過程を通じて子どもと年少者の権利および利益を保護することを強く決意している。そしてこの目標に向かって、法制化を進め、幅広い規則を導入してきた。英国政府は、裁判所が子どもの証言をもっと受け入れるよう以下の行動をとった。年少の子供は証人として「無能」と推定した法律を廃止。容疑がかけられた犯罪に関する宣誓を行う被害者または証人が子どもで、事件が性、暴力、または虐待に関わる場合の治安判事裁判所の訴訟判手続き省略。したがって、当該の事件は刑事裁判所へ直接持ち込まれるようになった。このような事件における被告人による反対尋問を回避。テレビの生放送回線の利用を、このような事件における子どもの証人にまで拡大。被告人またはその他の裁判関係者の存在によって証人が怯えることのないよう、法廷でのスクリーンの利用を許可。初期の面接捜査のビデオを、このような事件における子どもの主要証言として使用することを許可。

現実的な面では、上記のような変化は、各刑事裁判所がテレビ回線でつながれビデオ装置を設置し、検察庁と両親双方にとっての接触点になる児童問題連絡担当官をおくことを意味する。児童問題連絡担当官は、証人の子どもに適当な宿泊所と情報を提供し、裁判の前に裁判所を案内する。英国政府は児童問題連絡担当官の活動を逐一監督しており、その利用頻度と有効性を高める方法を常に模索している。これらすべてのことと加えて、ごく最近発効した刑事手続きおよび捜査法は、今後つくられる義務事項に関する取り決めを含むものである。新しい規則がつくられれば、子ども達はどのように証言するものなのかはっきり知ることができ、法廷での証言を突然要請されることはほとんどなくなる。

13. 裁判および事務手続きの過程を通して、特に犠牲者の特定につながるようないかなる情報の開示も回避することによって、性的搾取の犠牲者である子どもや若者の記録の秘密とプライバシー権の尊重を保証する。

英国政府は、特に証言がビデオでなされた場合の記録の守秘と、性的搾取の被害経験のある子どものプライバシー権について憂慮を表明している。性犯罪法（1976年改正）の下では、強姦の被害者とみなされた人物の住所・氏名、写真は、この人物がそのような犯罪の被害者とみなされたことが一般の人々に分かるきっかけになりそうな場合、この人物の存命中、出版も放映もできない。性犯罪法（1992年改正）は、被害者とみなされた人物の匿名性を更に広い範囲の犯罪に適用している。近親相姦や16歳以下の少女との性交がその例である。前述した、正しい実践覚え書には、このようなビデオの保存、管理、および破棄に関する具体的な指針が含まれており、あらゆる警察関係の記録は部外秘である。しかし、弁護側に対しては、テープのコピーを開示する義務がある。英国政府は、上記のような記録を今後も部外秘扱いとし、好色な目的にこれが利用されないよう真剣に取り組み、秘密の保持を確実なものにするため、新たな立法を含む方法を検討している。「性犯罪者に対する刑の宣告と監督」という提言には、刑務所内においてポルノ的目的で回覧されることを防ぐため、性犯罪に関して証人の証言を制限する提案も含まれている。

14. 尋問そのものによる心の傷を軽減し、証人の品位を尊重しながら証言の信憑性を高めるため、性的搾取の犠牲者または証人である子どもに關係する尋問に特別な条件をあたえる。

英国政府は近年、子どもが裁判で証言しやすくするためのさまざまな方法を導入して

いる。この法制化は、ビデオに記録された面接調査を子どもの証人の主証言にすることを可能にするものである。加えて、テレビの生放送回線でも子どもが証言できる規則が制定され、裁判自体に子どもが出席する必要をまったくなくし、弁護側が面と向かって証人に詳しい質問をすることを止めさせている。すべての刑事裁判所には現在、児童連絡担当官がおり、子どもが裁判所での時間をできるだけ円滑に過ごせるよう、保証する役割を果たしている。この役割の中には、被告と顔を合わせて苦痛を受ける機会を最小限にするよう、裁判所内での待ち時間を調整することなどが含まれる。担当官は、証言を予定している子どもを慣れさせるため、裁判所訪問を手配することもある。児童虐待事件が、できるだけ早く裁判にかけられることを保証する方法もとられている。

さらに、例えば法曹関係者向けのビデオ制作に補助金を出すなど、子どもにとっての具体的な利益を確かなものにするため、現行の取り決めをより効果的にする努力がはらわれつつある。このビデオは、法曹関係者が、ビデオやテレビ中継という証拠の提出方法に対する確信を強めるように、最良の利用法に関する情報をあたえ、これを勧めるためのものである。ビデオやテレビの利用は、子ども周到な準備をさせることを可能にし、短い準備期間で裁判で証言するという精神的な痛手を被ることを少なくできるだろう。裏付けの必要をなくしてから、子どもの証言の信頼性が高まった。

15. 性的搾取の犠牲となった子どもと若者に対して、適切な補償を整える。

犯罪負傷に対する補償計画の下で、英国国内で起こった暴力犯罪が原因で個人が負傷した場合、大幅な補償が受けられる。例えば性犯罪のような「暴力犯罪」という言葉に含まれる身体的な暴行もこの範疇である。加害者が特定される必要はなく、事件が裁判にかけられる必要もない。個人的な負傷とは、身体の傷であることもあり、暴力犯罪に直接起因するショックや精神的な混乱を含む心の傷であることもある。

北アイルランド地方でも、同様の法的措置がなされている。

英国は、1990年に暴力犯罪の犠牲者補償のための欧州条約を批准した。この条約は、暴力犯罪の犠牲者を補償する計画が一定の最低条件を満たすことを求めている。英国の計画はこの最低条件を満たしているだけではなく、条約の規定を越えて犠牲者を補償するものである。

16. 子どもと若者に対する性的搾取に関する犯罪の利益を、差し押さえまたは押収する道をつくる。

英国には子どもと青少年に対する性的搾取に関する犯罪を含めて、すべての重犯罪

の利益を押収および差し押さえするための総合的施策がある。

刑事裁判法（1988年）第6部はイングランドおよびウェールズにおける関係法令である（スコットランドと北アイルランド地方にも同様の法令がある）。この法令によって、高等法院からの差し止め命令を受けることが可能になり、押収命令の対象になるような財産の売買を防ぐことができる。差し止め命令は、刑事訴訟が確定した時点または確定する直前に発令され、資産の消散を防止する。

1988年法第6部に基づいて、刑事裁判所は、起訴されるに足るすべての犯罪によってつくられた財産を押収する権力を保持する。したがって、子どもと若者に対する性的搾取に関連する犯罪が起訴されるに充分な犯罪であり、刑事裁判にかけられる場合、刑事裁判所には押収命令を発令する権限がある。

さらに1988年法は、治安判事裁判所にも同法第4項に明示された犯罪による利益を差し押さえる権限をあたえている。第4項に掲げられた犯罪とは利潤のある軽犯罪、性産業施設に関する犯罪および検閲を受けていないビデオテープの供給と供給目的の保持を含む。

犯罪による蓄財法（1995年）は、最近刑事裁判法（1988年）第6部を強化し、麻薬取り引きの取り締りとの関係を深めた。1995年法は、同じ犯罪からの手数料によって繰り返し相当の利益を得るポルノビデオの製作のような再犯性の高い犯罪を特に標的にしている。

B 児童関連ポルノについての基準

1. 児童関連のあらゆるポルノ的素材を制作した者は配給する者の犯罪の重大性をかんがみ、適切な制裁を設ける。

児童ポルノに関しては、児童保護法（1978年）で16歳未満の子どもの猥褻な写真、映画、またはビデオを撮影すること、または撮影を許可すること、頒布すること、見せること、宣伝すること、あるいは頒布の目的で保持することに対して、禁固3年と無制限の罰金の最高刑が定められている。刑事裁判法（1988年）上の、16歳未満の子供の猥褻な写真、映画、またはビデオを保持することに対する最高刑は、禁固6カ月および5,000ポンドの罰金である。

英国政府は、刑事裁判および公安法（1994年）について、同法を拡大し、猥褻な子どもの「疑似写真」まで取り締まるよう措置した。「疑似写真」とは、コンピュータグラ

フィックスで作成された、子どもの猥褻な画像である。英国政府はまた、同法が、コンピューターのハードディスクに保存された子どもの猥褻写真をも対象にすることを明確にした。

2. 児童関連ポルノのたんなる所有に対して、刑事罰を導入することの是非を検討する。

16歳以下の子どもの猥褻な写真、映画、またはビデオをただ所有するだけでも、刑事裁判法（1988年）に違反する。

3. 特に国際協力を通じて、2カ国以上の国がかかわっていることが多い子どもを利用したポルノを制作している業者、団体、または個人の発見を確実にする。

英国犯罪情報局には小児性愛者情報部があり、おもに小児性愛者として知られている、もしくは小児性愛者である疑いのあるものに関する情報の管理、さらなる情報収集、現場の対応に役立てるための情報の提供を行っている。

英国はインターポールの若年者に対する犯罪に関する常設作業部会の活動を支持している。この部会はインターポール加盟国すべての現場の警察官からなり、世界中の仲間との活動網を形成することに優れている。作業部会がつくりあげた枠組みは、世界を旅する小児性愛者を摘発するために、効果のある国際分担を可能にする。会議は毎回、総合的な意見交換の機会を与える場であり、法の執行者と政府および非政府組織の間の複合組織や協力態勢が試され、議論される場である。

4. 人々の意識を高めるため、刑事罰に関する政策の実行について、児童ポルノに関連した事件の起訴および有罪判決の数について、当事者である子供と容疑者の匿名性を保証しながら、確実に情報を提供する。

児童ポルノに関連した事件の起訴および有罪判決に関する数値は、公開のものである。こういった事件は、犯罪そのものの性質から、メディアの注意をひく傾向もある。

C 子どもと若者の売春に関する基準

1. 福祉と警察の設備と人材を増やし、子ども売春が発生しやすい場所が定期的に視察されるよう、職務遂行方法を改善する。

資源をいかにうまく活用するかを決めるのは、個々の地方自治体である。児童法（1989年）は地方自治体に、子どもと若者を保護する義務と権限をあたえている。同法に基づく指針は、この分野で関係団体が協力し合うことの重要性を認識している。委託児童サービス計画はあらゆるボランティア団体の情報提供を要請する予定である。

英国政府は、子ども売春による搾取から子どもを守るため、引き続き児童福祉に関するすべての団体を激励する。捜査活動および資源の問題には、警察署長が責任を持つ。警察は法に基づいた警察の義務のすべてを真剣に捉えており、子どもと若者が関係する場合はますますである。警察は管轄内の児童保護の計画に参加するよう、あらゆる形態の児童虐待に取り組む団体間の共同行動の原則を支持するよう、求められている。成人の犯罪が子ども売春に関わることが判明した場合、この犯罪は捜査の専門家とともに児童保護問題に詳しい係官を使って全面的に捜査される。

2. 危険な状態にある子ども — 特にストリートチルドレン — を調査し、接触の足がかりをつくるための、移動可能な福祉担当ユニットを奨励し、援助して、子ども達を家族の許に帰す手助けと、可能でしかも必要なときは、保健、職業訓練、または教育に関わる適切な機関へ照会する。

地方教育委員会は（L E A）、その自治体に登録された義務教育年齢（5歳から16歳）の児童生徒を定期的に学校に出席させる法的な義務がある。この職務を果たすのが L E A 教育福祉官（E W O、地域によって教育ソーシャルワーカー）であり、各学校と家族と緊密な連携を保っている。

地域によっては、E W Oが警察とともに無断欠席の追放や無断欠席児童生徒が集まるところで知られている繁華街のパトロールを行うところもある。こういった場所では、さしたる理由なく学校を休んでいる年少者が、犯罪や虐待の犠牲になったり、犯罪的または反社会的な行動に引きずり込まれる可能性がある。

英国政府がこの問題にいかに真剣に取り組んでいるかは、無断欠席児童生徒および反抗的な児童生徒のための教育援助および訓練助成計画（G E S T）の下で、地域が進めている計画への援助に示されている。数々の計画に対するここ4年間の援助は、金額に換算すると約5,500万ポンドに上る。

児童保護をめぐるもっと広い領域の問題について言えば、1995年度のG E S T計画は、101の地方教育委員会に対して合計300万ポンドを支出した。この資金によって、児童保護責任者に任命されたベテラン教師陣は、虐待の兆候と症状、および必要と思われるときにどのようにして適切な捜査機関に照会するかを見極めるための、幅広い問題に関する訓練を受けることができた。

また教育雇用省は、1995年10月に通達「虐待から子供を守る：教育政策の役割」を出し、子どもを虐待から守るための教育行政の役割についての指針を改定刷新した。この

新しい通達は、1988年に出された前行の児童保護指針に代わるものであり、虐待が明らかなケース、または虐待が疑われるケースが、きちんと取り上げられかつ処理されるための行動に関する助言をあたえている。

保健省は、社会福祉関係部局が子どもと年少者を性的搾取から守り、児童法の枠組みの中で子どもを福祉の対象にすることの責任を認識している。近々、児童福祉計画が施行されるであろう。この児童福祉計画は公にされ、モニタリングを受ける。保健省はすべての関係当局に、子どもと若者のニーズを満たすことを一貫して率先してきた人々の成功例から学ぶことを奨励している。このような枠組みの中で、危険にさらされている子どもを助けるための最良の方法を決めるのは、個々の部局である。

英国政府は、危険にさらされている子どもを守るために、この子ども達を家庭もしくは他の宿泊所に帰すため、避難児童のための保護施設の規則を法制化した(児童法(1989年) 51条)。

また地方自治体に対して、児童福祉計画を制定するよう要請し、逃亡してきた年少者に対する福祉もこの計画で補うよう助言をしている。

児童関係法令に照らして、逃亡児童および危険にさらされる恐れのある者に、地元ではどういった性格の福祉が提供できるかを決定するのは、警察を含む地方公共団体の職務である。英国政府は、移動可能な福祉ユニットの一つの方法を積極的に奨励しているわけではなく、現在いろいろな方法が利用されている。

3. 一方で、子どもや若者の売春を助け奨励する者また子ども売春から利益を得る者を、一方で子ども売春の客を特定し処罰することを視野に入れ、集中的に努力する。

英国政府は、子どもに対する性犯罪を犯す人間や、商行為として子どもを性的に搾取する事で利益を得ようとする人間を重視している。刑法には子どもを性的に搾取する人間に対処する幅の広い犯罪規定がある。たとえば、16歳未満の少女に売春をさせたり売春に誘ったりする人間に対する最高刑は終身刑である。

4. 子どもや若者の斡旋と闘うため、警察の内部に特別班をつくり、または発展させ、必要ならば作業方法を改善する。

あたえられた手段の最善の利用法を決定するのは各警察署長だが、警察隊には児童保護チームがあり、子どもの搾取についてのあらゆる事例を扱っている。警察は、児童保護関係法令の施行に高い優先順位をあたえており、児童売春婦／夫を搾取する人間を抑制し処罰する広範な刑事罰が用意されている。犯罪に対する強制力に加えて、警察は、

児童法（1989）46条に基づいて、明らかに傷つけられる危険があると思われる子どもを保護施設に収容する権限をもっている。

5. 旅行業者が行う売春観光の企画をすべて止めさせる。特に、旅行業者と公的機関の協議を確立する。

英国政府は、国内で売春観光を計画し、または子どもを性的に搾取する目的で他人を海外旅行に誘う者に対する行動の強化を積極的に進めている。その意味で、国内で行えば犯罪となることを海外にも適用し、英國国内にいる人物が、海外にいる子どもに対する性行為を他者と共に謀して行うこと、または他者にこれをそそのかすことを犯罪とする、性犯罪（共謀および扇動）法（1996年）を支持した。同法の共謀および扇動に対する刑罰は、実体法上の犯罪と同様、終身刑に値することもある。同法は、1996年10月に発効する。

加えて英國政府は、英國籍の人物が海外で犯した子どもに対する性犯罪に関して、裁判所に治外法権をあたえる法規を、できるだけ早い時機に導入する意図があることを発表した。

6. 時としてあるいは習慣的に売春する子どもや若者に対する職業訓練と社会復帰のための計画を優先させる。

子どもと年少者を性的搾取から守る責任という観点から、地方自治体は売春婦／夫に職業訓練と社会復帰計画を提供しあるいは獲得させることが、資源の有効な利用法だと判断することもある。

青少年職業訓練（Y T）は、全日制の教育を現在受けている者（義務教育終了の最低年齢は16歳）、他の公的な計画に参加している者、刑務所に収監されている者、および拘留中の者を除いた、16歳から17歳の少年少女すべてを対象にしている。18歳以上でも職業訓練計画に参加することはできるが、本人に合った場所で訓練されるという保障からは外される。

職業訓練（T f W）は、英國政府の成人失業者向け職業訓練計画で、18歳から63歳までの失業者を、社会的地位を問わず対象としている。識字力、計算能力、または英語力に著しく欠ける者、障害のある者、あるいは18歳から24歳で2年以上失業状態にある者には優先権があたえられる。

訓練・事業振興会（T E C）は、Y TとT f Wに対し託児施設を提供している。

職業訓練計画の中では、時としてあるいは習慣的に売春を行う者が特別に優先される

ことはない。しかしながら、上記のような職業訓練計画を優先的に受けられる状況は、不利な条件を背負っているであろう人々を想定したものである。

1996年度の T f Wで、英国政府は、職業訓練からの恩恵を受けられるよう、あるいは労働市場で競争ができるよう、失業者が必ずもっている根本的な技術に対するニーズを満たすための訓練を提供する方法を探るため、実験的な活動を行っている。

D 子どもと若者の人身売買に関する基準

1. 国内での、または国家間の子どもと若者の移動を管理し、子ども達が売春その他の性的搾取に引き入れられる可能性を無くすため、芸術団体、結婚紹介業者、養子縁組み業者を監督する。
2. 子どもの — 特に親や保護者が付き添っていない子どもの海外旅行が人身売買に関連していないことを確認するため、入国管理当局と国境警察による監視を強化する。
3. 子どもと若者の人身売買の犠牲者を保護、支援するための制度を確立し、既存の制度を維持する。

英国への入国を希望する子どもまたは若者には、成人同様、英國入国規則に基づく資格が求められる。しかしながら、保護者が付き添っていない年少者の入国申請には特別な注意がはらわれる。その人物の出入国目的が、売春行為のように、入国規則の資格を満たさないと考えられる場合、申請は却下される。

社会福祉関係機関は、子どもと若者の人身売買の犠牲者を保護し、支援する施設を提供している。子どもと若者を他機関と協力して保護するために、資源の最良の配分方法を決めるのは社会福祉の仕事である。

II 國際的視点

加盟各国政府に以下を勧告する。

1. 以下の条約に署名、批准していない国に対し、そうすることが望ましいかどうかを検証する。

- 国連人身売買および他者の売春に対する搾取の禁止条約（1950年）
- 養子縁組に関する司法権、適切な法制および判決に対する認識についてのハーグ条

約（1965年）

- ・子供の養子縁組に関する欧州条約（1976年）
- ・雇用のための入国の最低年齢に関する国際労働機構138号条約（1973年）
- ・国連子供の権利条約（1989年）

英国政府は「国連人身売買および他者の売春に対する搾取の禁止条約」を批准していない。それはこの条約が犯罪とする行為が、わが国が刑事法で取り締まられるべきだと考える行為よりも幅広いためである。英国の法制は、他者を売春に勧誘する者、および他者の売春から利益を得る者に向けられている。しかしながら、この条約は、利益を得る目的なく売春婦と客を仲介する行為をも犯罪とする効力をもつであろう。このような行為をめぐるどんな道徳的な議論があっても、英国政府は、このような行為が刑事法で取り締まられるべきだとは考えていない。売春行為自体が違法ではなく、利益を求める仲介行為を犯罪とすることは、矛盾であろう。もし、当該人物が売春婦または売春婦を管理している者から仲介の対価を得たならば、この人物は、反道徳的収入によって生計を立てていることになり、刑法で起訴される対象となる。英国刑法修正委員会は、1985年の報告書「売春 — 公共の場以外での行動」の中で、国連条約の条項が犯罪の根拠となるには不充分であるという政府の見解に同意した。

できるだけ早い時機に国会に提出される予定の養子縁組法案には、1993年のハーグ条約を実行に移す（したがって批准する）基準が含まれている。この条約の条文は、子どもの人身売買をなくすことを目指している。

英国政府は、児童労働の搾取に全面的に反対し、国際労働機構（ILO）の内部で現在行われている、この問題に取り組む有効な手段を開発する必要性についての議論を歓迎する。

英国の法律は、138号条約が導入しようとしている点をすでに達成しているが、この条約が特定しているものとは方法が違う。138号条約を批准すれば、この条約の規則に合わせて国内法を改正するための法制を導入する必要が出てくる。しかし、英国の国内法は、この条約を支える保護規定を設けるために改正される必要がなく、英国政府は、この条約の批准に向けてみずからの立場を変える理由を見いだしていない。

英国政府は、国連子供の人権条約に1990年4月19日調印、1991年12月16日に批准した。

2. 自国外で子どもと若者に対する性的搾取に関する犯罪を犯した国民の、起訴と处罚を可能にするため、治外法権規則を導入する。もしくは、適切なら現存の規則を治外

法権の効果をもつよう修正し、この目的に向かってよりよい国際協力を進める。

3. 性的搾取とくに子ども若者的人身売買に関係した加害者、または人身売買を組織する者を特定し起訴するため、インター・ポールを通じた国家間の情報交換を増やし改善する。
4. 入手可能な情報から利益を得るため、そして必要であれば性的搾取と闘うための各機関の協力体制を保証するため、子どもと若者の福祉に向けて働く国際団体や国際機関とのつながりをつくる。
5. 欧州における行方不明の子どもの名簿作成に向けて行動する。

英国は、インター・ポールの黄色の（行方不明者の）通達を、子どもを含む行方不明者の情報が関係者に手渡されるための効果的で効率の良い伝達の回路だと確信している。

欧州における行方不明の子どもの登録は、インター・ポールの政策を裏打ちすることになるだろう。

III 研究の優先事項

加盟国政府に、特に以下の分野で国内および国際レベルの研究を進めるよう勧告する。

1. さまざまな形態の子どもと若者の性的搾取の性格と程度について。とりわけ文化的な差違に留意する。
2. 小児性愛の性格と小児性愛に貢献する要素について
3. 養子縁組と性的搾取のつながりについて
4. 家族の中の性的虐待と売春のつながりについて
5. 児童売春と児童ポルノの消費者の特徴、役割、および要求について
6. 売春に関する年少者のための職業訓練と社会復帰計画に対する評価法研究
7. 性産業の構造、国際網、連携、および収入について
8. 性産業と組織犯罪のつながりについて
9. さまざまな形態の子どもと若者に対する性的搾取を防止し制圧する手段としての刑事裁判制度の可能性と限界について
10. 子どもと若者における性病の疫学、原因、結果、そして性的虐待および搾取とのつながりの分析

内務省調査統計局（R S D）—前調査計画ユニット（R P U）—は、ここ数年、

性犯罪者に対する治療に焦点を当てた研究を依頼している。

- ・メアリー・バーカーとロッド・モーガンの研究は、性犯罪とくに子どもに対する犯罪の性質に関する理解を深めるためと、性犯罪者の集団に対するさまざまな治療的試みを検証した。この報告書は、認知行動療法をとった試みがもっとも有望だと結論づけた。本質的にこの療法は、加害者の態度を変え、彼らが自分の行動を充分に管理できるようにして、将来の再犯を防ぐものである。（1993年にR P U不定期刊行物「性犯罪者 — 地域に根ざした治療に対する評価のための枠組み」として出版された。）
- ・第二の計画は、地域における認知行動療法計画を評価することで、上記研究に続いた。この報告書は、認知行動療法の視点をもった計画が、性犯罪者の行動と態度にもっとも強い影響をあたえたことを確認し、どうすればより効果的な治療計画ができるかを考慮した。（この結果は1994年にベケット、ビーチ、フィッシャーおよびフォーダムによるR P U不定期刊行物「性犯罪者のための地域に根ざした治療 — 7つの治療計画に対する評価」として出版された。）
- ・現在進行中の研究は、上記計画が評価した治療課程を完了した加害者が、（2年後、5年後、10年後に）再び有罪になる確率を調べている。そしてもう一つ進行中の研究は、現在刑務所内で受けられる性犯罪者のための治療計画を評価している。この結果は1996年末までに報告される。

最近三つの研究が、刑事裁判制度における子どもの証人 — その内の多数が性的暴行の犠牲者である — に対する規則に焦点を当てている。

- ・児童虐待事件におけるビデオや生放送回線の利用を調査する研究がそのひとつである。レスター大学の研究グループが実施したこの研究は、放送回線が法廷での子どもの証言にプラスであり手助けになること、そして、裁判過程に関わるさまざまな専門家集団の間で、まんべんなく受け入れられていることを発見した。（この結果は、1991年にグラハム・デイビーズとエリザベス・ヌーンによるR P U不定期刊行物「子供の証人のための生放送回線に関する評価」として出版された。）
- ・上記研究に続く計画は、子どものビデオテープによる証言の利用（が主要証拠として採用された事件）を調査した。この研究は、ビデオテープ採用の法制が、特に証人である子どもが受けるストレスの度合いを弱めるために、利用価値があると結論づけた。同時に証人に対する質問が、正しい実践のための覚え書（内務省と保健省

の共同発行)に明示された水準に達しているとは限らないことも分かった。(この結果は、デイビーズ、ウィルソン、ミッケル、およびミルソムによるR P U不定期刊行物「子供の証言を録画することの評価」として出版された。)現在、児童虐待事件の証人に対するもっとも良い質問の方法は何か、そしてそれに関連する、録画による証言の質を高めるための視点をもった訓練には何が必要か、を特定するため、レスター大学のデイビーズ教授がさらに研究を進めている。

- もう一つの計画は、児童証言の手引き(子どもが法廷での証言を準備するためにくれた)の利用を検証した。この研究の結果、ほとんどの子どもと刑事裁判関係者がこの手引きを気に入り、内容の利用価値が非常に高いと考えたことが分かった。しかしながら、手引きが入手しやすいかどうか、証人である子どもに対する援助の基準にむらがあること、子どもが証言に備える責任を持つのはどこかについて、憂慮する向きもある。(この結果は、ジョイス・プロトニコフとリチャード・ウルフソンによる内務省研究報告29号「児童証言の手引きを評価する」として出版された。)最近の犠牲者憲章は、警察がまず子ども達にこの手引きを配ることを確認し、責任の所在を明確化している。子どもが証言に備えるためには、他にどのような手続きの変更が適切か、刑事裁判顧問会議が研究を進めている。

またR S Dは近年、7カ国における猥褻罪を規定する法律に関する見直しを行った。この研究は、児童ポルノを対象にした管理と、子どもをポルノにさらされることから守る方法について考察したもので、1996年中に出版される。

加えて英国政府は、事務官、検事、および警官からなる、猥褻行為を検討する省庁横断的な組織を設立した。この組織が発足したのは、特に児童ポルノおよびコンピュータ・ポルノに注目しながら、猥褻行為の最近の傾向を監視し、法律のあらゆる難点や弱点を特定するためである。

内務省捜査研究班は、警察関係者およびさまざまな省庁の関係者が出席し、インターネットを使った児童ポルノの製作と配信について検討する会合を、準備している。この会合の結果、この分野に関する特別な研究を行う余地があるか否かが考慮される。

英国は、性産業と組織犯罪のつながりに関して調査する必要を認識している。全国犯罪情報局が実施した研究のほとんどは、犯罪の種別よりも、重犯および組織犯罪に関与した個人に焦点が当てられている。

内務省
刑事政策局
刑罰犯罪班
50 Queen Anne's Gate
London SW1H 9AT
1996年8月

表1 1歳未満の子供に対する性犯罪で簡易裁判所に起訴された人物の数

イングランドおよびウェールズ 1984年～1994年

罪 状	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94
16歳未満の少年または女性または動物との肛門性交	172	181	176	245	320	281	327	300	329	294	345
16歳未満の少年または女性または動物との肛門性交未遂	-	12	14	20	21	28	32	25	24	27	15
16歳未満の男性に対する猥褻行為	592	581	511	549	559	553	570	522	457	432	449
16歳未満の女性に対する猥褻行為	1531	1708	1653	2037	2159	2169	2285	2138	2005	1896	2036
13歳未満の少女との不法な性交	115	138	129	155	165	139	146	155	112	97	88
16歳未満の少女との不法な性交	434	407	368	360	345	290	292	254	254	189	202
13歳未満の少女との近親相姦	54	55	74	104	105	88	111	80	50	52	41
16歳未満の少女に近親相姦をそそのかすこと	-	1	1	5	3	3	1	1	2	2	5
世帯主が16歳未満の少女との不法な性交を許可すること	-	11	5	4	7	10	6	7	3	9	8
16歳未満の少女の保護者がこの少女に売春をさせ、または奨励することなど	-	3	-	1	4	-	2	-	2	-	-
16歳未満の未婚の少女を誘惑すること	11	11	13	13	20	13	12	20	24	13	27
子供に対する非常な猥褻行為	232	265	263	284	226	277	317	239	261	257	216

表2 16歳未満の子供に対する性犯罪で全裁判所で有罪になった(1) 人物の数

イングランドおよびウェールズ 1984年～1994年

罪 状	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94
16歳未満の少年または女性または動物との肛門性交	118	150	147	195	232	183	189	168	163	136	135
16歳未満の少年または女性または動物との肛門性交未遂	22	17	20	20	31	26	18	26	17	20	16
16歳未満の男性に対する猥褻行為	511	528	410	430	460	406	421	651	363	293	324
16歳未満の女性に対する猥褻行為	1281	1446	1327	1556	1650	1657	1537	1469	1331	1205	1335
13歳未満の少女との不法な性交	83	110	100	102	135	96	110	105	83	76	64
16歳未満の少女との不法な性交	414	395	341	346	340	262	304	223	218	170	205
13歳未満の少女との近親相姦	49	57	77	89	104	100	84	68	52	51	35
16歳未満の少女に近親相姦をそそのかすこと	-	3	3	4	2	5	3	3	3	2	4
世帯主が16歳未満の少女との不法な性交を許可すること	6	3	2	6	7	3	5	1	3	6	2
16歳未満の少女の保護者がこの少女に売春をさせ、または奨励することなど	3	-	3	3	1	1	2	2	-	1	-
16歳未満の未婚の少女を誘惑すること	8	11	12	7	8	13	8	8	12	6	9
子供に対する非常な猥褻行為	237	266	243	248	246	219	276	219	228	203	189

(1) 前年までに起訴された人物、他の罪状で起訴された人物を含む。

法務省犯罪刑事裁判班より

表3 1981年、1986年、1993年、1994年に警察が記録した16歳未満の子どもに対する性犯罪

イングランドおよびウェールズ

罪 状	犯 罪 数			
	1981	1986	1993	1994
16歳未満の少年または女性または動物との肛門性交	-----	-----	-----	-----
16歳未満の少年または女性または動物との肛門性交未遂	-----	-----	-----	-----
16歳未満の男性に対する猥褻行為	-----	-----	-----	-----
16歳未満の女性に対する猥褻行為	-----	-----	-----	-----
13歳未満の少女との不法な性交	220	362	268	275
16歳未満の少女との不法な性交	2734	2555	1443	1446
13歳未満の少女との近親相姦	-----	-----	-----	-----
16歳未満の少女に近親相姦をそそのかすこと	-----	-----	-----	-----
世帯主が16歳未満の少女との不法な性交を許可すること	-----	-----	-----	-----
16歳未満の少女の保護者がこの少女に売春をさせ、または奨励することなど	-----	-----	-----	-----
16歳未満の未婚の少女を誘惑すること	-----	-----	-----	-----
子供に対する非常な猥褻行為		666	1280	1518

----- 不 明

法務省犯罪刑事裁判班より

表4 1981年、1986年、1993年、1994年に簡易裁判所で起訴された16歳未満の子供に対する性犯罪者数の処分ごとの内訳

イングランドおよびウェールズ地方

罪 状	年	起 訴	起 訴 取り下げ	釈 放 ⁽¹⁾	告 訴 取り下げ	裁 判 へ	有 罪
16歳未満の少年または女性または動物との肛門性交	1981 1986 1993 1994	192 176 294 345	1 - 34 44	9 8 14 23	- - 2 3	180 161 240 263	2 7 4 12
16歳未満の少年または女性または動物との肛門性交未遂	1981 1986 1993 1994	10 20 15 21	- - 3 1	- - 2 -	- - - -	9 19 7 18	1 1 3 2
16歳未満の男性に対する猥褻行為	1981 1986 1993 1994	571 511 432 449	4 1 31 42	1 10 8 17	33 47 49 48	168 243 264 251	365 210 80 91
16歳未満の女性に対する猥褻行為	1981 1986 1993 1994	1624 1653 1896 2036	9 14 208 239	7 19 48 67	114 168 240 278	327 763 1017 1029	1167 689 383 423
13歳未満の少女との不法な性交	1981 1986 1993 1994	87 129 97 88	- 1 11 3	1 6 6 8	1 5 2 6	75 112 69 61	10 5 9 10
16歳未満の少女との不法な性交	1981 1986 1993 1994	500 368 189 202	1 4 19 19	1 4 4 4	31 40 24 29	82 127 59 44	385 193 83 106
13歳未満の少女との近親相姦	1981 1986 1993 1994	37 74 52 41	- - 2 2	- - 6 2	- 1 - 1	37 70 43 32	- 3 1 4
16歳未満の少女に近親相姦をそそのかすこと	1981 1986 1993 1994	8 1 2 5	- - - 1	- - - 1	1 - - -	- - 2 3	7 1 - -
世帯主が16歳未満の少女との不法な性交を許可すること	1981 1986 1993 1994	7 4 8 -	- - - -	- - - -	- 1 - -	1 3 2 -	6 - 2 -
16歳未満の少女の保護者がこの少女に売春させまたは奨励すること等	1981 1986 1993 1994	4 1 - 1	- - - -	- - - -	- - - -	4 1 - 1	- - - -
16歳未満の未婚の少女を誘惑すること	1981 1986 1993 1994	10 13 13 27	- - 2 1	- 1 2 6	- - 1 4	10 9 7 15	- 3 1 1
子供に対する非常な猥褻行為	1981 1986 1993 1994	246 263 257 216	- 6 21 18	2 4 14 6	21 38 62 45	36 68 85 79	187 147 75 68

(1) 簡易裁判所法(1980年) 第6部による釈放

法務省犯罪刑事裁判班より

表5 1981年、1986年、1993年、1994年に高等法院で審理された16歳未満の子供に対する性犯罪者数の処分ごとの内訳

イングランドおよびウェールズ

罪 状	年	裁 判	非 審 理	有 罪	
16歳未満の少年または女性または動物との肛門性交	1981 1986 1993 1994	156 145 184 173	3 3 5 5	8 2 47 45	145 140 132 123
16歳未満の少年または女性または動物との肛門性交未遂	1981 1986 1993 1994	10 20 25 21	- 1 1 1	1 - 7 6	9 19 17 14
16歳未満の男性に対する猥褻行為	1981 1986 1993 1994	172 219 273 310	- 1 9 10	28 18 51 67	144 200 213 233
16歳未満の女性に対する猥褻行為	1981 1986 1993 1994	355 741 1082 1330	11 17 36 35	53 86 224 363	291 638 822 932
13歳未満の少女との不法な性交	1981 1986 1993 1994	76 100 77 69	1 1 1 1	4 4 9 14	711 95 67 54
16歳未満の少女との不法な性交	1981 1986 1993 1994	115 157 96 105	3 2 1 -	10 7 8 6	102 148 87 99
13歳未満の少女との近親相姦	1981 1986 1993 1994	34 77 56 45	- - - 1	2 3 6 13	32 74 50 31
16歳未満の少女に近親相姦をそそのかすこと	1981 1986 1993 1994	- 2 2 4	- - - -	- - - -	- 2 2 4
世帯主が16歳未満の少女との不法な性交を許可すること	1981 1986 1993 1994	1 3 3 3	- - - -	- 1 - 1	1 2 2 2
16歳未満の少女の保護者がこの少女に売春させまたは奨励すること等	1981 1986 1993 1994	4 3 1 1	- - - -	- - - -	4 3 1 1
16歳未満の未婚の少女を誘惑すること	1981 1986 1993 1994	9 14 6 12	- 2 - 1	1 3 1 3	8 9 5 8
子供に対する非常な猥褻行為	1981 1986 1993 1994	52 112 150 155	- 5 4 5	10 11 18 29	42 96 128 121

法務省犯罪刑事裁判班より

表6 判決を受けた16歳未満の子供に対する性犯罪者数の処分ごとの内訳

イングランドおよびウェールズ 1994年

罪 状	裁判所	実 刑	釈放 ⁽¹⁾	罰 金	執行猶	監 督	実 刑	その他の
16歳未満の少年または女性または動物との肛門性交	簡 易	12	-	3	-	9	-	-
	高 等	123	9	1	8	2	95	8
16歳未満の少年または女性または動物との肛門性交未遂	簡 易	2	1	-	-	-	-	1
	高 等	14	-	-	-	-	12	2
16歳未満の男性に対する猥褻行為	簡 易	88	12	1	47	20	4	4
	高 等	236	2	-	56	1	168	82
16歳未満の女性に対する猥褻行為	簡 易	411	84	24	119	93	39	52
	高 等	938	13	5	212	8	618	82
13歳未満の少女との不法な性交	簡 易	10	1	1	-	3	-	5
	高 等	55	1	-	8	4	36	6
16歳未満の少女との不法な性交	簡 易	105	26	12	35	4	11	17
	高 等	99	12	2	12	1	53	19
13歳未満の少女との近親相姦	簡 易	4	-	-	1	2	1	-
	高 等	31	-	-	3	2	24	2
16歳未満の少女に近親相姦をそそのかすこと	簡 易	-	-	-	-	-	-	-
	高 等	4	-	-	-	-	4	-
世帯主が16歳未満の少女との不法な性交を許可すること	簡 易	-	-	-	-	-	-	-
	高 等	2	-	-	-	-	2	-
16歳未満の少女の保護者がこの少女に売春をさせ、または奨励することなど	簡 易	-	-	-	-	-	-	-
	高 等	-	-	-	-	-	-	-
16歳未満の未婚の少女を誘惑すること	簡 易	-	-	-	-	-	-	-
	高 等	8	-	-	-	1	6	1
子供に対する非常な猥褻行為	簡 易	64	9	2	29	10	11	3
	高 等	123	1	1	41	-	68	12

(1) 無条件および条件付き釈放

法務省犯罪刑事裁判班より

表7 警察が記録した犯罪 — 警告と簡易裁判所で起訴された被告、およびすべての裁判所で16歳以下の子供に対する特定の罪で有罪になった者の、ジェンダー毎の内訳

イングランドおよびウェールズ地方 1994年

罪 状	記録された犯 罪	警 告			起 訴			有罪 (1)		
		男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計
起訴されるべき犯罪 人に対する暴力										
1歳未満の乳児の殺人	--	-	-	-	7	3	10	2	-	2
幼児殺人	--	-	-	-	-	1	1	-	3	3
児童破壊	7	-	-	-	1	-	1	-	-	-
児童虐待または児童放置	--	52	133	185	234	233	467	104	132	236
2歳未満の児童遺棄	51	3	7	10	2	2	4	1	-	1
児童誘拐	343	14	3	17	69	13	82	27	9	36
性犯罪										
16歳未満の少年または女性または動物との肛門性交	--	41	-	41	342	3	345	133	2	135
16歳未満の少年または女性または動物との肛門性交未遂	--	6	-	6	21	-	21	16	-	16
16歳未満の男性に対する猥褻行為	--	159	17	176	430	19	449	316	8	324
16歳未満の女性に対する猥褻行為	--	836	13	849	2019	17	2036	1350	5	1355
13歳未満の少女との不法な性交	275	45	-	45	88	-	88	64	-	64
16歳未満の少女との不法な性交	1446	496	4	500	202	-	202	205	-	205
13歳未満の少女との近親相姦	--	10	1	11	40	1	41	35	-	35
16歳未満の少女に近親相姦をそそのかすこと	--	-	-	-	5	-	5	4	-	4
世帯主が16歳未満の少女との不法な性交を許可すること	--	-	2	2	-	-	-	2	-	2
16歳未満の少女の保護者がこの少女に売春をさせ、または奨励することなど	--	-	-	-	-	1	1	-	-	-
16歳未満の未婚の少為女を誘惑すること	--	5	-	5	23	4	27	8	1	9
子供に対する非常な猥褻行為	1518	84	1	85	212	4	216	185	4	189
略式起訴犯罪 人に対する暴力										
児童虐待または児童放置	--	1	3	4	6	1	7	2	-	2

(1) 前年までに起訴された人物を含む。

-- 不明

法務省犯罪刑事裁判班より

第四部

英國における本国送還手続き

A 英国に対する本国送還の要請

本国送還協定

英国は112の国(付記参照)と本国送還協定を結んでいる。この協定は、四つに分類される。英連邦に属する国々の中では、連邦内で合意された英連邦本国送還計画を反映した各国の国内法を実行に移し、その国が、英国の本国送還法(1989年)を遂行するための委員会令に認められていれば、本国送還が可能である。欧州のほとんどの国との本国送還協定は、1957年にできた本国送還に関する欧州条約委員会が取り仕切っている。アイルランド共和国との同協定は、二国間保障協約に支えられている。そして、他の諸外国との本国送還協定は、相手国との二国間条約に依拠している。

2. わが国が当該協定を結んでいない外国(英連邦に含まれない国)への本国送還は、その都度その都度場合によって、可能なこともある。本国送還法(1989年)の、特別な「場合による」本国送還手配に関する規則は、正式な条約に適わない不適当な人間の往来があったり、条約が交渉の最中にあって完成していない状況を想定している。このような協定の完成に同意する前に、英国としては、いくつかの事項について相手国を審議する必要がある。その中には、相手国の刑事裁判制度について、一般的にその内容が満足できるものであるためには、国際的な人権の水準が満たされ、審議中の件に関してもその人権が侵害されていないことが含まれる。
3. 英国は、自国民の送還についてはいかなる制限も課していない。

法 制

4. 英国での関係法例は本国送還法(1989年)である。わが国が結ぶ二国間協定の中にはこの規定をより厳しくしたものもあるが、この法律は、起訴され、両国で12ヵ月以上が求刑されるような犯罪を、本国送還に価すると定めている。同法はまた、本国送還協定の基本原則として国際的に認められている、いくつかの共通項を含む。この共通項とは、
 - (a) 二重犯罪性。容疑者の行為は関係両国ともで刑事犯罪に価しなければならない。軍法違反はこの範囲ではない。

- (b) 必要条件としての一応の証拠。英國に対する本国送還の要請は、被告に対する訴訟が明らかに成り立つことを、法廷に納得させる充分な証拠に支えられていなければならない。この要求は、本国送還に関する歐州条約に批准した国には当てはまらない。
- (c) 二重の危険。加害者は、違う法律制度によって、同じ犯罪で二度起訴されることはない。
- (d) 人権保障。ある人物を、人種、宗教、国籍、または政治信条のゆえに起訴しあるいは処罰するために送還が要請されたと見える場合、または送還後、こういった理由によってその人物の扱いが不当に影響される可能性がある場合、何人もその国に手渡されないことは、最優先の原則である。
- (e) 政治犯罪の例外。「政治」犯罪で告発されあるいは有罪判決を受けた人物は、本国送還されるべきではない。この例外の適用範囲は、歐州テロリズム圧制条約との関係においては狭められ、特別な条約において例外扱いとなる。
- (f) 特例。送還を要請された国が、退去を命じる理由となった犯罪以外の罪状での起訴に同意する状況もあるものの、送還された人物は、帰国後、引き渡しの理由となった罪以外の罪状では起訴されるないであろう。

手 続 き*

5. 本国送還の手続きは、行政上、司法上の手続きの組み合わせであり、國務大臣、高等検察庁、および各裁判所の、本来別々なさまざまな機能を巻き込む。スコットランドは他の英国内の地域とは異なった法制度をもち、本国送還にも独自に対応している。しかしながら大まかに言えば、英國中に同じ法制が適応される。チャネル諸島もマン島も英國に属していないが、こういった法区域への逃亡者は、中央治安判事裁判所で裁かれる。

6. 主要機関

(a) 司法レベル

イングランド・ウェールズ

スコットランド

中央治安判事裁判所

ロージアン州およびボーダーズ州裁判所

地区裁判所

高等裁判所

最高民事裁判所一審部および二審部

上院

上院

検察局

王座裁判所刑事事務部

国務法廷弁護士

国務法廷弁護士

検察局は、「検察当局」そのものであり、本国送還を要請した国のためにのみ、その利益に基づいてのみ行動するのであって、英國法務大臣に対する何の責務も負わない。内務大臣のために行動するのは、国務法廷弁護士である。

(b) 行政官レベル

イングランド・ウェールズ	スコットランド
本国送還部隊、ロンドン警視庁	ロージアン州およびボーダーズ州警察
外務省および英連邦省	外務省および英連邦省
国籍、条約および請求局	国籍、条約および請求局
内務省	スコットランド省
内務大臣	スコットランド大臣

ここではイングランドおよびウェールズでの手続きを概括した。

* 本報告は英國とアイルランド共和国の間の特別協定には当てはまらない。

手続きの開始

7. 本国送還の過程は、逃亡者を仮逮捕するために警察のルートを通じて要請がなされるか、外交ルートを通じて正式な要請がなされるかのどちらかで始まる。心に留めておくべきなのは、その都度考慮される本国送還の場合、英國政府が要請を出した国との特別協定に同意し、内務大臣が、通常の手続きに加える条件や修正項目が定められた証明書が発行して、初めて手続が始まる。この証明書の項目にしたがって、その都度考慮される本国送還要請は、二国間条約を結んでいる相手国からの要請と同様に扱われる。

仮逮捕（緊急手続）

8. 仮逮捕手続は、緊急の手続で、逃走中の逃亡者を即刻逮捕するための手助けとなる。イングランドおよびウェールズにいるか、向かっている疑いのある逃亡者の情報はインター・ポールからロンドン警視庁に送られる。この情報を受けとると、首都警察本国送還部隊の警察官が、ロンドンにある中央治安判事裁判所にこの情報を伝え、逃亡者に対する仮逮捕状の発行を要請する。この警察官は、中央治安判事裁判所が、同裁判所の管轄内で逃亡者が指名手配されるには、逮捕状の発行によってその行為が正当化される必要があるという結論に達するために、充分な情報を提供しなければならない。警察官はま

た、この案件が緊急を要し、逃亡者が指名手配されるにいたった罪状が、本国送還に値する罪であるという条件を満たさなければならない。その上で、逮捕状を発行するかどうかは、中央治安判事裁判所の判断に全面的にゆだねられる。

9. 逮捕状が発行されて逮捕された逃亡者は、できるだけ迅速に中央治安判事裁判所に移送され、そこで告発される。そして、中央治安判事裁判所によって拘留または保釈され、正式な本国送還要請を待つことになる。同裁判所は、内務大臣が外交ルートを通じて正式要請を受け取るまでの最初の期間（二国間協定か多国間協定の条項によって決まる）を定め、内務大臣に逮捕状を発行した旨と、拘留があればその期間を伝える。内務省は、関係国の大蔵省にこの件を通知する。

10. 正式な本国送還要請が、拘留期間内になされない場合、または要請を裏付ける書類が発行されない場合は、逃亡者は即座に釈放される。しかしながら、逃亡者は新たな仮逮捕状の発行を待って、さらによくある場合には、外交ルートを通じてなされた正式要請、内務大臣による訴訟追行権限、および逮捕状の発行を待って再逮捕されることがある（下記12節、13節参照）。

11. 内務省が本国送還要請を受け取ると、この件は中央治安判事裁判所に送られる。内務省は、要請書類が本国送還法（1989年）の要件を満たしているかどうかを確認するための時間を必要とする。したがって、定められた期間の最終日あるいは最終日近くになって内務省に正式要請が届くと、問題が起こる可能性がある。このような場合、要請国政府の代理として行動する検察局が、書類の審査を可能にするためや、適切ならば訴訟追行権限が発行されるために、中央治安判事裁判所に7日間の期間延長を申請する。このような場合は多々あるが、弁護側もまた同裁判所に対して、期限切れを根拠に逃亡者の釈放を求める。訴訟追行権限を受領するための期間延長を保証するかどうかは、同裁判所の裁量の範囲内である。期間の延長が保証され、内務大臣が訴訟追行権限を発効させたとすると、この権限とそれを裏付ける書類が、中央治安判事裁判所に送られる。訴訟追行権限が発行されると直ちに検察局にも書類の写しが送られ、その一部は、逃亡者または逃亡者の法廷代理人のために利用されなければならない。逃亡者には、裁判に備え法律扶助制度を申請する権利がある。この時点ではまだ、検察側（要請国政府の代理として行動する検察局）にも弁護側にも、受領した書類を検討する意志があるのが普通なので、事件は公聴にかけられない。検察局自身も、要請国に対してさらに書類を求めることもある。この間被告人は、中央治安判事裁判所の判断で、検察側弁護側双方の準備

が整うまで、ときには拘置されときには保釈されて過ごす。法廷は、そうして初めて、引き渡しを検討する審理の日取りを決めることができる。

正式要請（通常の手続）

12. 外交ルートを通じた要請で本国送還手続が始まる場合、要請を裏付ける書類は内務省が審理する。検察局にもこの書類に目を通す機会があり、依頼人である要請国に助言することができる。書類がそろっていれば、内務大臣が訴訟追行権限を発効させることになる。訴訟追行権限と要請国から受理した要請書類は、次に中央簡易裁判所に送られ、同裁判所は、適切な場合には逮捕状を発行するよう考慮する。逮捕された逃亡者は、中央治安判事裁判所に送られ、拘留あるいは保釈される。要請書類の写しは検察局に送られ、一部は逃亡者またはその法廷代理人のために使われる。検察側と弁護側には、引き渡し審の日取りが決まり双方準備が整うまで、書類を検討する同等の機会がある。
13. 逃亡者は、訴訟追行権限が正式な本国送還要請によって発効したものか、仮要請によって発効したものか、検証を地区裁判所に自由に申請することができる。

引き渡し審

14. 引き渡しを検討する審理では、本国送還要請書類が検査される。訴訟追行権限が本国送還に値する犯罪に結びついており、送還禁止事項にあてはまる事由がなければ、中央治安判事裁判所は1989年法によって、逃亡者を、内務大臣の引き渡し決定まで拘留または保釈処分に帰す必要がある。

再審請求権

15. 逃亡者は1989年法に基づいて、人身保護令状申請の権利を放棄しない限り、身柄を拘束された日から15日間本国へ引き渡されない。この15日の間に、逃亡者は、身柄の釈放を確保するため地区裁判所に人身保護令状を申請することができる。このような申請が出された場合、逃亡者は手続が中断している間、本国へ送還されることはない。

代 理

16. 内務大臣は逃亡者に、当人の引き渡し命令に関して熟考している最中であり、その日から15日間、本国送還されるべきでないことを述べる代理人を立てる機会をあたえるこ

とを通知する。この期間、逃亡者がこのような代理人を立てる権利を放棄しない限り、送還命令は出されない。

送還命令

17. 逃亡者が起こした訴えを含む案件は、内務大臣が検討する。内務大臣が逃亡者の本国送還命令に署名した場合も、逃亡者は、再審請求権を放棄して引き渡しに同意しない限り、発令から7日間は本国に送還されない（18節参照）。この間逃亡者は、地区裁判所に送還命令の決定を再審理する許可を申請することができる。この申請がなされた場合、手続が中断している間逃亡者が本国に引き渡されることはない。

引き渡し

18. 引き渡しまでの期限は、本国送還協定が1989年以前に締結された二国間協定であるか否かよって違う。上記の権利放棄があった場合、もしくは1989年以前の二国間協定があった場合を除いて、逃亡者は以下の条件で引き渡されなければならない。

- ・再審請求がない場合、身柄拘束から2カ月以内。
- ・引き渡し命令の再審理が申請されない限り、引き渡し令状の発行から1カ月以内。
- ・再審理手続の終了から1カ月以内。

身柄拘束以前に上記権利を放棄し、帰国に同意した逃亡者は、一ヶ月以内に引き渡さなければならぬ。

保釈

19. 本国送還手続のどの段階でも、身柄の保釈を許可することは全面的に裁判所の裁量の範囲内である。（逃亡者の立場で保釈が得られる推定をする根拠は何もない。）しかしながら中央簡易裁判所は、状況と犯行の重大さによっては英國に住んでいた逃亡者に、引き渡し審理の前に保釈を許可することもある（実際によく許可する）。

手続の簡素化

20. 逃亡者はどの段階でも、自分の本国送還の公判をくまなく受ける権利、あるいは地区裁判所への再審請求権を放棄し、帰国に同意することもできる。本国送還法に基づいて、逃亡者がこういった権利を放棄し帰国に同意する場合は、当人を本国へ引き渡す手続が

できるだけ早く行われる。

欧州人権条約

21. 逃亡者は、英國から国外退去させられたとき、欧州人権条約が躊躇されているという申し立てをすることができる。この申し立てが検討されるのは、国内の救済策がすべて失敗に終わった後である。申し立ては始め欧州人権委員会で検討され、同委員会は、この申し立てが受領できるかどうかその真偽を考察する間、申立人の引き渡しの延期と、ストラスブルグでの口頭諮詢の中止を要請することがある。

B 英国政府が、外国から逃亡者を本国送還させる要請

22. 英国政府が逃亡者を外国から帰国させるための要請は、英國の検察当局 — 檢察局、重大詐欺犯担当局または英國関税・間接税省から出される。

23. 逮捕状は警察が入手し、本国送還法（1989年）と二国間あるいは三国間条約または協定に沿って書類を整える検察局に送られる。証人が法廷に呼ばれ、証言に対する宣誓を行う。次に書類が治安判事裁判所に提出され、同裁判所が本国送還令状を発行し宣誓書に署名する。仮逮捕要請は、いずれの場合にも警察のルートを通じてなされなければならない。

24. 本国送還要請を裏付ける書類は、内務省に提出されて正式なものとなった後、外交ルートを通じて相手国に送られる。逃亡者が送還される用意が整うと、内務省は外務省と英連邦省から通知を受け、検察側にその旨が伝えられる。逃亡者の送還を手配するのは、検察側の責任である。内務省は、逃亡者を迎えて相手国へ赴く担当官の紹介状を用意すると同時に、この海外出張の詳細を外務省と英連邦省に知らされる。英國に帰国すると逃亡者は、他のいろいろな被告人と同様に国内の裁判所で裁かれる。

付 記

英國の本国送還条約・協定相手国

欧州本国送還条約加盟国

アイスランド	アイルランド	イスラエル
イタリア	オーストリア	オランダ
キプロス	ギリシャ	クロアチア
スイス	スウェーデン	スペイン
スロバキア	スロベニア	チェコ共和国
デンマーク	ドイツ	トルコ
ノルウェイ	ハンガリー	フィンランド
フランス	ブルガリア	ポーランド
ポルトガル	リトアニア	リヒテンシュタイン公国
ルクセンブルグ		

欧州本国送還条約に署名したが批准していない欧州経済委員会加盟国

エストニア
ベルギー

英連邦（コモンウェルス）に所属する国

アンティグア・バーブーダ	インド	ウガンダ
オーストラリア	ガーナ	ガイアナ
カナダ	ガンビア	キリバス共和国
クック諸島	グレナダ	ケイマン諸島
ケニア	ザンビア	シエラ・レオン
ジブラルタル	ジャマイカ共和国	シンガポール
ジンバブエ	スリランカ	スワジランド
セイシェル共和国	セント・キツ・ネイビス・アンギラ	
セント・ビンセント・グレナディンズ	セント・ヘレナ	セント・ルシア
ソロモン諸島	タークス・カイコス諸島	タンザニア

ドミニカ共和国	トゥバル	
トリニダッド・トバゴ	トンガ	ナイジェリア
ナウル	西サモア	ニュージーランド
ニュー・ヘブリディス諸島	バージン諸島	バナツア
バハマ諸島	パプアニューギニア	バミューダ諸島
バルバドス諸島	バングラデシュ	ピトケアン島
フィジー	フォークランド諸島	ベリーズ
ボツワナ	香港	マラワイ
マレーシア	マルタ	モーリタス
南アフリカ共和国	モルディブ	モントセラト島
レソト		

その他の条約締結国

アメリカ合衆国	アルゼンチン	アルバニア
イラク	ウルグアイ	エクアドル
ガテマラ	キューバ	コロンビア
サルバドル	サン・マリノ	タイ
チリ	ニカラグア	ハイチ
パナマ諸島	パラグアイ	ベルギー
ペルー	ボリビア	メキシコ
モナコ公国	ユーゴスラビア	リベリア
ルーマニア		

内務省
組織国際犯罪局
法制協力ユニット
50 Queen Anne's Gate
London SW1H 9AT

1996年8月

(財) 女性のためのアジア平和国民基金

住所 〒107 東京都港区赤坂2丁目17番42号
電話 03-3583-9322
FAX 03-3583-9321